

第五十一回国会 衆議院 通信委員會 會議錄 第二十一号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 栗原 俊夫君

理事 森本 靖君

綾部健太郎君

金丸 信君

佐藤 幸行君

徳安 實藏君

南 好雄君

大柴 滋夫君

松井 政吉君

出席國務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

出席政府委員

郵政事務次官 龜岡 高夫君

郵政事務官 鶴岡 寛君

(大臣官房長)

郵政事務官 山本 博君

(監察局長)

郵政事務官 長田 裕二君

(郵務局長)

郵政事務官 稻増 久義君

(貯金局長)

郵政事務官 武田 功君

(簡易保険局長)

郵政事務官 曾山 克巳君

(人事局長)

郵政事務官 浅野 賢澄君

(經理局長)

委員外の出席者

郵政事務官 五味 三郎君

(大臣官房資料部長)

郵政技官 奥山 恒尚君
(大臣官房建築部長)
専門員 水田 誠君

四月十二日

委員片島港君辞任につき、その補欠として大出俊君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員大出俊君辞任につき、その補欠として片島港君が議長の名で委員に選任された。

四月八日 郵便物の日曜配達廃止に関する陳情書(北海道雨龍郡妹背牛町議會議長森口敏雄)(第二五五号)

同外一件(歌志内市議會議長染谷政志外一名)(第三四四号)

郵便切手売捌協会の運営改善に関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第二五六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

○砂原委員長 これより會議を開きます。

郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前會に引き続き質疑を続行いたします。大出俊君。

○大出委員 郵便法ができたのは、長田さん、これは何年ですか。

○長田政府委員 明治三十三年にもとの郵便法が制定されたわけでありまして。

○大出委員 かたかな郵便法の料金決定原則は、何条でどういふふうに書いてありましたか。

○長田政府委員 郵便法の第一条にございまして。第一条「この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」

○大出委員 かたかな郵便法を改正いたしましたし、郵便法の一部の文言と大きく変わったところはございまして。

○長田政府委員 ただいま古い郵便法の規定をばつかり記憶いたしておりますが、料金の問題につきましても、なるべく安いということ、あまねく公平にという原則は、以前の郵便法にもうたつてあつたのではないかと思っております。

○大出委員 それでいいことにはありますが、実は前、私、たしか民社党の佐々木先生だと思つておりましたけれども、ちよつとここで聞いておりましたら、料金決定の原則をめぐつて大臣との間にだいたい長いやりとりが行なわれたように思ふのですが、そこで実は念のためにそこを明らかにしておこうと思つたのですけれども、あまりよく御存じがないというお話なんです。

○大出委員 追及はいたしませんけれども、ところで明治の初年に前島密さんですか、この郵便頭なる方が日本郵便事業を創設されたわけなんです。そこで収支対償法という原則を持ち出して、当時の薩長藩以降の世情をうまく使って発展させたのですけれども、この収支対償法というのが郵便事業の原則なんですけれども、これは一体何だというふうに御理解になっておりますか。

○長田政府委員 まことに私、不敏でございますし、収支対償法というのをよく存じておりません。

○大出委員 そうあつさり答弁をされると、実は話のしようがないことになるわけですが、つまり簡単に言つてしまえば、政府は金を出さないで、局舎はただで使わしてもらつて、郵便取り扱い役所というところで、役所という名前をつけてたいへん光榮だという気持ちを持つてもらつて、庄屋さんであるとか旧地主であるとかというふうな方々にただで局舎の提供から使用人の提供までさせて、そうして政府は金を払わないで、収支とんとんにしていくという、かくて低料金の郵便の運送をする、こういうことなんです。

○大出委員 ところで現行法をさらにかたかな郵便法に言うところの、なるべく安い料金であまねく、こういう使い分けをしていくわけなんです。これはほかの法律にないのです。うまい書き方をしているのは、關係ある企業体などと言われておりますけれども、各種企業体にはない表現なんです。うしろにお聞きならぬでも、そういうことですから御心配なく。

○大出委員 ところでその収支対償法というベニ郵便をまねたわけですが、これは前島さんが英國なりアメリカなりを歩いてきてつくられたのです。ですからその筋からいいますと、独立採算というものの関係でどうしても出てくるわけなんです。その面から大臣が答えになつておりましたが、これは逆でございまして、郵便法というのは先にできたのです。そうなりますと、これは収支対償法の原則から考えられた表現ですから、してみると本来の精神というのは、原価割れがあつても安く配送をするということなんです。

そこで証拠をあげておきたいのですが、たとえば明治初年に郵便事業ができてからずっと当初赤字だった。それがどういふふうで処理されているかというのを御存じかどうか、聞いておきたいのです。

○長田政府委員 明治初年赤字状態でありましたこと、あるいはそれをどう処理したかというところ、ともに私存しております。

○大出委員 私のほうから読み上げましょう。つまり明治九年に判任官、当時判任と言っておるわけですが、十三等以下等外四等まであった。これは取り扱いは役員というにしようとして、その身分をつくらなければ、制度が確立をされるに従っていろいろ赤字問題が出てまいりまして、さき申し上げました収支対償法、こういう表現が使われておりますが、政府と局長ともに満足させながら進めてきた。制度の基礎が固まるにつれて、明治四年当時で一万七千円の赤字だった。それから明治五年には四万円の赤字が出ていた。これは政府が赤字を全部持つていたわけですが、それから明治十一年になって、ようやく逆に四万円の黒字が出た。日本の郵便事業創設以来、初めて黒字になったのがいま申し上げた明治十一年なんです。したがって、郵便法について論ぜられる場合に、過去の歴史的過程というものを頭から度外視してものを言うというのは、私は筋違いだと思ふわけですが。かたかな郵便法なんというものが昭和の時代まで生き続けてきたのですから、こんなことで明治時代の法律を改正しようじゃないかという騒ぎになったわけですが、そうなりますと、どうもこの間お話をあつたあくまでも原価主義と独立採算でということ、あとからしらえてつづけたのです。そうしますと、郵便法の精神のなるべく安い料金でというのは、つくり上げたときの明治四年にまずもって赤字が当時の金で一万七千円、さらに明治五年に四万円の赤字になっている。それは政府が埋めていってやったわけですが、それはなぜかという、なるべく安い料金であまねく一般大衆平等に福祉の増進をはかるのだということ

出発したからなんです。このことがいつの間にかどこかにいつちやって、御都合主義の御答弁で終始をするということはおかしいという考え方、私は持っているのです、反論があればいいです。きたいという気がするので。

○長田政府委員 先生御承知のように、昭和九年の特別会計法が制定されました。収入はすべて一般会計の収入になり、支出は一般会計からまわってくるということになりました。昭和九年の特別会計法が制定されましたから、御承知の一般会計への繰り入れ金がありました。またその後、臨時軍事費特別会計の若干の繰り入れはございましたが、一定額を繰り入れました残りの収入を財源として、ほぼ独立採算のような形で事業を運営してまいりました。また当時の関係者は、そのほうが事業のためにいろいろ創意工夫をこらさるし、あるいはまた士気も上がるからこのほうがいいのだというやり方です。さて、その原則につきましては今日まで引き続いてきているわけでございます。御承知のように昭和二十三年から六年ころまで、インフレのさなかに一般会計からの繰り入れがあったことはございませうけれども、それ以外の時期におきましては大体収入の範囲内で支出をまかなう、こういうやり方で今日までできているわけでございます。

○大出委員 昭和九年の話が出てきてよりよく議論がすすむのですが、特別会計という形になったわけですね。したがってそれ以前は赤字がある、私が冒頭に申し上げたように、一般会計で見たと、これは政府が持つたということ。一般会計でやっておいて、赤字になってもそれで予算編成をやつていったのですから、つまり一般会計で消化していったのです。九年に特別会計ができたわけですが、それから、つまり一般会計から特別会計で出発した郵便じゃないのです。そうなりますと特別会計法があるから問題になるのであつて、どうも話を聞いてみると、特別会計なるものが郵便事業の原則だという言い方を歴史的にされると、これは振り返つてみると私はそう

ではないと言わざるを得ない。つまりこれは特別会計にしたのです。だから、その法律をなくしてしまつて一般会計でいくということであつても、少しも制度上おかしくない、そうだったのですから。つまりそこに政府の政策的意図があつて独立採算、原価主義ということに持ってきた。だとすれば、本来ならばこの表現、原則を変えねばならぬのです。先ほどの長田さんの御答弁にあらますように、前の法律にも同じような表現があつたはずですよ。つまりこのことになるとすれば、それはほんとうだとすれば、特別会計ができて変わったのですから、そこで表現を変えなければつじつまで合わないのです。収支対償法の原則からいって一般会計でやつておいた。だからなるべく安い料金であまねく一般に云々、こういうことになつておる。他の法律に前例がないのです。大臣の御答は、特別会計の原則、その中の、つまり原価主義ということ、独立採算ということ、これがあつたからこの一条の表現はそういうことを含んでい

るんだというお話なんだけれども、特別会計がない以前にこういう表現があつたということになる、これは本末転倒で、この間の答弁が私はそうなると思つておるのですが、大臣、この辺いかがですか。

○郵務大臣 郵便法一条で、法律の目的として料金についての一つの原則をいっている。この原則、確かに安いという点を非常に強く見ますと、ほかのことより優先して安くという考え方、その思想が一つ出ているとは思ひますけれども、この一条とそれから特別会計ということ、これを両方合わせて考えますと、現行法の考え方、またこれはアメリカのような例もございませうけれども、収支均衡主義をとっている国も相当多い。そういういたしますと、まず安いという郵便法一条を持ちながら、やはり特別会計との関係で独立採算ということが出てくるのだらう。そういういたしますと、いま大出さんのおっしゃつた特別会計よりも一つの大事な原則が立つたほうが先ではないか、これは確かにそれは私考えながらも、いま申し上げたよ

うな読み方をいたすというぐあいにお聞き取りを願います。

○大出委員 これは郵政大臣の、郵政大臣流収支対償法を頭に置いて話しておられるように思ふのですが、料金値上げを提案しておる国会ですから、その責めは云々しませんが。しかしこれは歴史的に振り返つて読んで見て、順番があるわけですからね。鉄道と郵便というのは相呼応して日本の資本主義草創期に、これは前島さんがいなくたつたでかかるといふことをやらなければならぬ。資本主義がとうとうと流れてくる時期に、つらざるを得ないでつづけたのですから。だからそういうことからは、将来独立採算がとられるというところはあり得るわけですが、しかし、少なくとも郵便法というものが考えられたときはそうではないのですから、そのところははっきりしておきませんと、今般段階から将来に向かつての郵便事業というものを考える場合に、やあ近代化委員会だとかあるのは大臣の国会提案じゃないけれども、金丸信さんの質問に答へられて、この料金値上げというのは郵政事業の近代化が大前提なんだという言い方をされたんだけれども、聞いていて、うそ言え、という気になつたけれども、しかしとにかくもうでも言わなければつじつまで合わないでしようから、これはしかたがなからうと思ふのですけれども、しかし真の意味の原則はそこにはないのだということをやはり頭に置いておいていただかねと……。それは、今日の企業者の性格からいへば、大赤字になつてもいいんだということになりませんから、それはやむを得ませんけれども、その辺のところだけは明らかにしておきたいという気持ちがありますので申し上げておるわけ

です。

それから、先ほど長田さんの答弁の中に臨時軍事費の話が出てまいりました。郵便線路なんというものがいまありますね。これ、一番最初できたのはいつごろか、御存じですか。臨時軍事費はそこから関係があるのですが……。

○長田政府委員 その点、存じません。

○大出委員 軍事連絡の連絡網の完備ということ
で、明治三十三年に郵便線路規程というものがで
きた。この郵便線路規程ができたときに、一般の郵
便線路というのは軍事線路の次になっておるわけ
です。まず優先してつくられたのが軍事線路—
ちよつと御参考までに申し上げておきますが、こ
れは局長、臨時軍事費などというものを簡単に口
にされるから言うわけなんですけれども、これは、
東京と台湾総督府、北海道庁、府県庁、師団、鎮
守府所在地及び重要な商工業地帯と交通を目的
とするものを一等——軍事目的で一等にしたので
す。線路規程の中に明確なんです。それから台湾
総督府、道府県庁、師団、鎮守府所在地及び重要
なる商工業地帯相互の交通を目的とするものを二
等、これも軍事目的が一つ入っておる。三等とい
うのは、つまり道府県所在地、その管内の旅団、
その他これに次ぐ陸軍軍配所在地相互間の交通
を目的とするもの、その他の線路を四等、その他
の線路の四等が一般の郵便線路なんです。そこ
で、この目的に従って軍事費というものが郵便
計に入ってきたのです。一等から三等までは全部
軍関係なんです。四等が一般なんです。だから
郵便というものはそういう性格を持っている
のです。ですから、そこを考えていきますと、
と、国家目的に必要であるとすれば、その意味で
の政府の責任というものが存在をいたしますか
ら、それを今日は、そういうことが一面にあるん
だけれども、何もかも大衆負担という形の独立採
算になっているわけですね。ここにも問題があ
る。三種なら三種というものについては、本来な
らば、公共性が強い——いわゆる公共性そのもの
なんです。性格からいけば、それについて
は一般会計から持ってきたても一向差つかえな
い。軍が必要だといえは軍が金を入れておったの
ですから、そういう筋書き、筋道をやはりはつき
りしておいていただくかぬと……明治三十三年の
郵便線路規程というものがござりますが、この中
に明確に規定されておりますから、あとでお読み
いただきたいのですが、そのところを、郵務局

の皆さん、どなたか御存じの方もあろうと思
つていま聞いたんだけれども、たまたま臨時軍
事費とおっしゃったから聞いたんだけれども、そ
このところは一ぺんお調べいただきたい。どなた
か関係で御存じがあれば、この際承つておきたい
と思います。

○長田政府委員 ここに御存じの御関係者、その点
よく存じておられます。

○大出委員 私の生まれてない時代のことです
から、あまりとやかく申しませんが、いま出たから
申し上げたんですから……

ところで一つ承りたいのは、いま大臣がアメリ
カとおっしゃったから、私は実はここにアメリカ
からカナダからアルゼンチンから始まりまして、
交わった形をとっているトルコ、ギリシャ、ポ
ルトガルの例もあるのです。資料をここに私持
っております。ところで、非常に問題は、どこの国
でもそうなんです。これはポルトガルですが、一
番郵便の赤字原因というものは小局なんです。ア
メリカにもたくさん小局はあります。各国違ひが
ございまして、日本の場合に特定局とこうい
うのが、公経理云々ということ関係してござい
ますが、公経理云々というところを見ますと、その局の収
入、原価というものをい出して、それに基
づいて一等局から五等局までつくられるというふう
な形になっている国が幾つもある。そうすると、郵
政省の中の郵便事業というものの、黒字か赤字
か、採算がとれるかといふこと、これを厳密
に明らかにしようとするのは、どうしても局別原価
まで出なければ原価計算にはならぬのです。正
直いって、特定局の総合原価なんというものをど
う計算するかという問題が出てくる。そこらあた
りについて、皆さんのほうは、郵政省の原価の中
で、小局の採算云々という意味の原価等をお調べ
になったことがありませんか。

○大出委員 今回の料金改定に伴いまして、
ただいま先生御指摘の点等、やはり私も御下
げの必要がある、こういって面から、ただいまそ
の点につきまして調査をいたしております。大
体、いままでのところ、断片としたところであ
りますが、把握してまいっておりますのは、小局に
おきましては、郵便定員が一・三人以上であり
ましたか、以上のところは一応直接費においてペ
イしておる。あとはすべて赤字である。となります
と、大都市以外の特定局は大体マイナスであると
いうふうになってまいります。ただ、詳細なる数
字は、まだこれからさういふ点をいろいろ掘り
下げてまいりたいというふうに、いま努力中であ
ります。

○大出委員 いま、特定局の数は全国で幾つにな
りますか。

○長田政府委員 一万五千六百六十九でござい
ます。

○大出委員 ところで、電電公社なんかの例でい
きますと、たとえば電話を一本申し込んで架設を
いたしますと、原価計算上三十七万くらいかか
っております。それを電話公債等を十二万ばかり
払って、したがってあとは基本料金八百円——月
額の料金収入、通話料ですね、これでなくすし
ていく勘定になる。だから三千五百円くらい、と
いうと欲をかき過ぎる感じがしますが、一個あた
りそのくらいの通話料金を平均して取っていない
と赤字になる。私のおる横浜の機子の電話局なん
というものは二千七百円くらいあります。それ
から大赤字ですね。ところが横浜管内の港電話局な
んかへ行きますと平均六千幾らです。これはもう
かっている。横浜電話局に行きますと一万円、た
いへんな黒字局、こういうことになる。いま例を
あげて申し上げただけでも、そういう意味
で、料金改定云々だということになった場合
に、ほんといつてこまかく御質問いたしますと、
正直いって、それこそにつちもさつちもいかに
ことになってくる。ということ、皆さんのほう
が、郵便事業なら郵便事業の原価について、厳密
な意味で計算をしようとなさっていないから
だ。しかも、先般も私申し上げましたが、三事業あり
ますから、委託を入れればもう一つふえるわけ

ですが、そのあたりとの関連が複雑ですから、した
がつて、ほんとうを言うとき、そこまで皆さんのほう
で日ごろ御用意をいただいておりますか、スタッ
フがおられるのですからさういふふうにしておか
ないか、何となくどうも料金を値上げするんだ、
こう言っているのだけれども、ほんとうかとい
うことになりかねないわけですね。

○大出委員 非常に問題なのは、どこの国
でもそうなんです。これはポルトガルですが、一
番郵便の赤字原因というものは小局なんです。ア
メリカにもたくさん小局はあります。各国違ひが
ございまして、日本の場合に特定局とこうい
うのが、公経理云々ということ関係してござい
ますが、公経理云々というところを見ますと、その局の収
入、原価というものをい出して、それに基
づいて一等局から五等局までつくられるというふう
な形になっている国が幾つもある。そうすると、郵
政省の中の郵便事業というものの、黒字か赤字
か、採算がとれるかといふこと、これを厳密
に明らかにしようとするのは、どうしても局別原価
まで出なければ原価計算にはならぬのです。正
直いって、特定局の総合原価なんというものをど
う計算するかという問題が出てくる。そこらあた
りについて、皆さんのほうは、郵政省の原価の中
で、小局の採算云々という意味の原価等をお調べ
になったことがありませんか。

○大出委員 今回の料金改定に伴いまして、
ただいま先生御指摘の点等、やはり私も御下
げの必要がある、こういって面から、ただいまそ
の点につきまして調査をいたしております。大
体、いままでのところ、断片としたところであ
りますが、把握してまいっておりますのは、小局に
おきましては、郵便定員が一・三人以上であり
ましたか、以上のところは一応直接費においてペ
イしておる。あとはすべて赤字である。となります
と、大都市以外の特定局は大体マイナスであると
いうふうになってまいります。ただ、詳細なる数
字は、まだこれからさういふ点をいろいろ掘り
下げてまいりたいというふうに、いま努力中であ
ります。

○大出委員 いま、特定局の数は全国で幾つにな
りますか。

○長田政府委員 一万五千六百六十九でござい
ます。

○大出委員 ところで、電電公社なんかの例でい
きますと、たとえば電話を一本申し込んで架設を
いたしますと、原価計算上三十七万くらいかか
っております。それを電話公債等を十二万ばかり
払って、したがってあとは基本料金八百円——月
額の料金収入、通話料ですね、これでなくすし
ていく勘定になる。だから三千五百円くらい、と
いうと欲をかき過ぎる感じがしますが、一個あた
りそのくらいの通話料金を平均して取っていない
と赤字になる。私のおる横浜の機子の電話局なん
というものは二千七百円くらいあります。それ
から大赤字ですね。ところが横浜管内の港電話局な
んかへ行きますと平均六千幾らです。これはもう
かっている。横浜電話局に行きますと一万円、た
いへんな黒字局、こういうことになる。いま例を
あげて申し上げただけでも、そういう意味
で、料金改定云々だということになった場合
に、ほんといつてこまかく御質問いたしますと、
正直いって、それこそにつちもさつちもいかに
ことになってくる。ということ、皆さんのほう
が、郵便事業なら郵便事業の原価について、厳密
な意味で計算をしようとなさっていないから
だ。しかも、先般も私申し上げましたが、三事業あり
ますから、委託を入れればもう一つふえるわけ

ですが、そのあたりとの関連が複雑ですから、した
がつて、ほんとうを言うとき、そこまで皆さんのほう
で日ごろ御用意をいただいておりますか、スタッ
フがおられるのですからさういふふうにしておか
ないか、何となくどうも料金を値上げするんだ、
こう言っているのだけれども、ほんとうかとい
うことになりかねないわけですね。

○大出委員 今回の料金改定に伴いまして、
ただいま先生御指摘の点等、やはり私も御下
げの必要がある、こういって面から、ただいまそ
の点につきまして調査をいたしております。大
体、いままでのところ、断片としたところであ
りますが、把握してまいっておりますのは、小局に
おきましては、郵便定員が一・三人以上であり
ましたか、以上のところは一応直接費においてペ
イしておる。あとはすべて赤字である。となります
と、大都市以外の特定局は大体マイナスであると
いうふうになってまいります。ただ、詳細なる数
字は、まだこれからさういふ点をいろいろ掘り
下げてまいりたいというふうに、いま努力中であ
ります。

○大出委員 いま、特定局の数は全国で幾つにな
りますか。

○長田政府委員 一万五千六百六十九でござい
ます。

○大出委員 ところで、電電公社なんかの例でい
きますと、たとえば電話を一本申し込んで架設を
いたしますと、原価計算上三十七万くらいかか
っております。それを電話公債等を十二万ばかり
払って、したがってあとは基本料金八百円——月
額の料金収入、通話料ですね、これでなくすし
ていく勘定になる。だから三千五百円くらい、と
いうと欲をかき過ぎる感じがしますが、一個あた
りそのくらいの通話料金を平均して取っていない
と赤字になる。私のおる横浜の機子の電話局なん
というものは二千七百円くらいあります。それ
から大赤字ですね。ところが横浜管内の港電話局な
んかへ行きますと平均六千幾らです。これはもう
かっている。横浜電話局に行きますと一万円、た
いへんな黒字局、こういうことになる。いま例を
あげて申し上げただけでも、そういう意味
で、料金改定云々だということになった場合
に、ほんといつてこまかく御質問いたしますと、
正直いって、それこそにつちもさつちもいかに
ことになってくる。ということ、皆さんのほう
が、郵便事業なら郵便事業の原価について、厳密
な意味で計算をしようとなさっていないから
だ。しかも、先般も私申し上げましたが、三事業あり
ますから、委託を入れればもう一つふえるわけ

○大出委員 今回の料金改定に伴いまして、
ただいま先生御指摘の点等、やはり私も御下
げの必要がある、こういって面から、ただいまそ
の点につきまして調査をいたしております。大
体、いままでのところ、断片としたところであ
りますが、把握してまいっておりますのは、小局に
おきましては、郵便定員が一・三人以上であり
ましたか、以上のところは一応直接費においてペ
イしておる。あとはすべて赤字である。となります
と、大都市以外の特定局は大体マイナスであると
いうふうになってまいります。ただ、詳細なる数
字は、まだこれからさういふ点をいろいろ掘り
下げてまいりたいというふうに、いま努力中であ
ります。

ですが、そのあたりとの関連が複雑ですから、した
がつて、ほんとうを言うとき、そこまで皆さんのほう
で日ごろ御用意をいただいておりますか、スタッ
フがおられるのですからさういふふうにしておか
ないか、何となくどうも料金を値上げするんだ、
こう言っているのだけれども、ほんとうかとい
うことになりかねないわけですね。

○大出委員 今回の料金改定に伴いまして、
ただいま先生御指摘の点等、やはり私も御下
げの必要がある、こういって面から、ただいまそ
の点につきまして調査をいたしております。大
体、いままでのところ、断片としたところであ
りますが、把握してまいっておりますのは、小局に
おきましては、郵便定員が一・三人以上であり
ましたか、以上のところは一応直接費においてペ
イしておる。あとはすべて赤字である。となります
と、大都市以外の特定局は大体マイナスであると
いうふうになってまいります。ただ、詳細なる数
字は、まだこれからさういふ点をいろいろ掘り
下げてまいりたいというふうに、いま努力中であ
ります。

○大出委員 いま、特定局の数は全国で幾つにな
りますか。

○長田政府委員 一万五千六百六十九でござい
ます。

○大出委員 ところで、電電公社なんかの例でい
きますと、たとえば電話を一本申し込んで架設を
いたしますと、原価計算上三十七万くらいかか
っております。それを電話公債等を十二万ばかり
払って、したがってあとは基本料金八百円——月
額の料金収入、通話料ですね、これでなくすし
ていく勘定になる。だから三千五百円くらい、と
いうと欲をかき過ぎる感じがしますが、一個あた
りそのくらいの通話料金を平均して取っていない
と赤字になる。私のおる横浜の機子の電話局なん
というものは二千七百円くらいあります。それ
から大赤字ですね。ところが横浜管内の港電話局な
んかへ行きますと平均六千幾らです。これはもう
かっている。横浜電話局に行きますと一万円、た
いへんな黒字局、こういうことになる。いま例を
あげて申し上げただけでも、そういう意味
で、料金改定云々だということになった場合
に、ほんといつてこまかく御質問いたしますと、
正直いって、それこそにつちもさつちもいかに
ことになってくる。ということ、皆さんのほう
が、郵便事業なら郵便事業の原価について、厳密
な意味で計算をしようとなさっていないから
だ。しかも、先般も私申し上げましたが、三事業あり
ますから、委託を入れればもう一つふえるわけ

○大出委員 今回の料金改定に伴いまして、
ただいま先生御指摘の点等、やはり私も御下
げの必要がある、こういって面から、ただいまそ
の点につきまして調査をいたしております。大
体、いままでのところ、断片としたところであ
りますが、把握してまいっておりますのは、小局に
おきましては、郵便定員が一・三人以上であり
ましたか、以上のところは一応直接費においてペ
イしておる。あとはすべて赤字である。となります
と、大都市以外の特定局は大体マイナスであると
いうふうになってまいります。ただ、詳細なる数
字は、まだこれからさういふ点をいろいろ掘り
下げてまいりたいというふうに、いま努力中であ
ります。

ですが、そのあたりとの関連が複雑ですから、した
がつて、ほんとうを言うとき、そこまで皆さんのほう
で日ごろ御用意をいただいておりますか、スタッ
フがおられるのですからさういふふうにしておか
ないか、何となくどうも料金を値上げするんだ、
こう言っているのだけれども、ほんとうかとい
うことになりかねないわけですね。

者が現場へ行きまき期日なども、なるべくその日に合うように合わせた場合もございいます。繰急がきく場合には合うように心がけてまして、そういう事態を見ているようでございいます。

○大出委員 ところで、正確度という意味で、物数調査の結果というものはどの程度のものだとお考えになっておりますか。

○長田政府委員 昔の話をよく先輩から聞きますと、だんだんサバを読んできて、しまいはなれながらどうも閉口したというようなことなどもございいます。最近では手当とか何かをじかにそれに結びつけるというようなこともあんまりございませぬし、かなり正確になってきている、相当信頼するに足りるのではないかと考えております。

○大出委員 これは予算官庁なんというものが世の中にありますから、なかなかこれはむずかしいところなんです、少なくとも少くは出てきません、どうですか、その辺は。

○長田政府委員 一般的に申しますと、そういう傾向はあるかと思ひます。

○大出委員 そうするとこの省がいろいろ出しておられるものの中に、個別原価収支状況なんというのがあるんですね。これはどういうふうにしてお出しになるのですか。個別原価収支状況というのは、昭和三十五年に第一種は三・五、これは黒字、赤字の黒字なんです、ここに書いてありますけれども、一々読み上げることはいたしませんけれども、第一種、第二種、第三種、低料その他、四種、五種、特殊、小包、こういうものについて原価を出しておられます。赤字だ黒字だというこの個別原価というものは、どういうふうにしてお出しになるかと聞いているわけですね。

○浅野政府委員 まず総がかり費的なものはあとにして、現業に要しますお金を作業段階別にやるわけでありまして、そうして作業段階別に分けましたものをサービス段階別にまたお金を割っていくわけですね。それでサービス種類別に割ってまいりました費用を、たとえばこの郵便局ならこの郵便局といたしますと、サービス種類別に年に二回一

週間にわたって物数を全部洗いわけであります。したがって、先ほど郵務局長の申しました物数調査と違ひまして、原価を出しますためには、その局におきまきサービス種類の通数をその場で洗います。それで、それと作業能率を掛けましたもので費用を割っていき、それで出てまいりましたものを、最後は郵便局で調べました総物数で割ります。そうして個別の単価を出してまいります。ただ、そこで問題がありますのは、そういう郵便局の調査は年に二回、それから七百八局でやるというように点に若干の誤差が出てくるかもしれない、大体これで足りるのじゃないかと、そういうふうに考えております。これによって個別原価が出てまいります。

それからだいたいおっしゃいました収入の面ではあります、これは手紙が十円なら十円というところで、重さによつて切手を二枚張るものもあるもので、こちらのほうは実態調査で大体切手二枚張るものは何通くらいあるかというところから、そういう重量によつて一種については十円四十何銭、こういうことが出てまいります。これによって差を比較しております。

○大出委員 わかたかなわらないようなこととですが、つまりその物数調査は現場に行つてその場でやるというのですが、そうしますと、きわめて限られた範囲の調査にしかならないのです、が、全体との結びつきはどこでつけるわけですか。

○浅野政府委員 全局数が一万六千以上あるわけでありまして、その中の七百局でありますから、非常に限られた局数によつて全体を推定するわけでありまして、したがって、その点におきましては完全な正確は期しがたいのであります、ただ相關理論と申しますか、推計理論、抽出理論というふうなもので、各段階別によつておりますので、学者の言によりますと、大体こんなところをこれば誤差率はほとんどない、非常に真実に近い数字が出る、かように私も承つております。したがって、その局におきまき個別原価を出します物

数について当たつておりますので、これは間違ひないわけでありまして。

○大出委員 そうしますと、総収入状況というものがございいますが、これはどういう方法でお出しになるのですか。

○浅野政府委員 総収入と申しますと……。

○大出委員 これは省の資料なんです、単位百万円で第一種二千六百三というところで、昭和三十五年というところから第二種、三種、四種、五種、同じように総収入状況というのを皆さんのほうでお出しになっておりますね。御記憶ないですか。

○長田政府委員 郵便の収入は先ほど物数のほうのこととちよつと申し上げましたが、厳密には郵便の収入は、切手の売り上げ、はがき類の売り上げ、これは発売の数が非常に正確に計られております。それから後納、別納料、これも各郵便局に全部記録がございまして、はつきりいたします。そのほか外国郵便運送料、それから郵便雑収入というふうなものから成り立つておまして、この収入の把握はかなり正確に行なわれるわけでございますが、ただこの収入をいま申しましたように切手とかはがきとか、そういう種類では非常に正確に出ますが、郵便の種類ごとに一種で一体幾らなのか、二種で幾らなのかということになりますと、これは先ほど申し上げましたように、郵便物数と実態調査の結果あらわされた一通あたりの単価——これもときどきやつております。三年目ぐらいに相当正確にやつておりますが、これをかけて推定して出すわけでございます。はつきり会計の系統に従つて把握しました正確な収入と、物数にそれぞれ単価を乗じましたものと、大体は合うわけでございますけれども、非常にびたつと合うわけではございません。これは片方は推計でございますから、そういう意味で若干、ごく少ない差は、これはやむを得ないものというふう

に考えておるわけでございます。

○大出委員 それをさらにこまかく御質問をする、まだいろいろめんどくさくなると思うので

ありますが、私は、個別原価収入状況と、こうあるんですが、これは推定個別原価収入状況というふうに思ふのです。大体の見当ですね。こんな見当であらうという。経理局長さん、先ほどいろいろ統計的に云々とおっしゃったけれども、ラスパイレスだのパーシェだの、いろいろ統計の方式はあるけれども、これは郵政省がほんとうに正確な原価を出そうということになれば、いまの行き方では出ないのではないかと、こう思つておるんですがね。つまり個別原価収支状況というものを、お出しになる以上は、こらあたり、もう少し将来に向かつてお考えはないですか。

○浅野政府委員 原価は極力正確を期すように私も今後とも努力をしなければならぬことではあります。現在までの出ております個別原価は必ずしも完璧ではございません。最善の努力はしてまいつておりますが、物数のとり方、それからまず調査日数のとり方等につきましても、今後は一そうの努力、検討、くふうをしてまいりたい、かように考えております。

○長田政府委員 経理局長のお答えに補足させていただきます、先ほど申し上げましたように、また御質問にもありますように、びしゃつと一通たがわずの正確な数を把握はできていないと申してもやむを得ないかと思ひます。ただ世界各国の調査の方法などを見ますと、毎月調査をやつておりますのは、目ぼしい国の中でオランダ、日本、ユーゴスラビアくらいのものでありまして、年に一回一週間くらいの調査をやるだけにどめておる、あるいは年に二回くらい、年に四回くらいという国が大部分でございます。なお原価計算の方法につきましても、実は万国郵便連合の中に研究諮問委員会などがございます、原価計算のしかたなど、それぞれ持ち寄つたりいたしますが、現在、経理局長が申し上げましたように、今後大いに努力もしなければならぬ状態ではございまして、世界の水準より落ちておるかと申しますと、かなりいいところまで行つておまして、日本のやり方を非常

に興味深く研究する国も相当あるというふうな状態でございます。

○大出委員 先ほど私が申しました個別原価収支状況からいいますと、昭和三十五年から三十八年に至る個別原価をこれはあらわしているんです。そこで三十五年は九十八円七十六銭、三十八年度は十七円五十銭とそれぞれ赤字になってい

る。これは各種別が一通ずつしかないとすれば、いま申し上げた額だけ赤字になる、こういう数字だと思ひますが、したがって、この各種別が同一比率で増大しているとすれば、たとえば三十五年では九十八円七十六銭かける物数、物数をかりにXとしておくと、同一比率、同一増加状況、こういう形で伸びている。そうすると九十八円七十六銭かけるX、これだけが赤字になる、こういう計算方式になります。おそらく専門家の方がおられるから私の言っていることはおわかりだと思ひます。

ところで、三十五年はこういう単純個別原価収支物数というものは不正確ですからね。個々の種別物数というのは非常に不正確ですから、この単純個別原価収支で百円近い赤字になっている。

この矛盾を解消するためにとられた措置が三十六年の料金改正なんです。そのときに盲人用点字を無料とするなどということ、さらに文教ないし社会政策的意味を持つ第四種と最も大衆的要素を持つ一種、二種、これを据え置きし、三種及び小包の部分的料金改定にとどめたというのが前回のいきさつだと思うので、ところで、この改定によって三十六年度、三十七年度は、いま申しました単純個別原価収支というものを基礎にしてはじいてまいりますと、三十六年に二十七円五銭、三十七年に十九円八十五銭と黒字転化したわけですね。それが早くも三十八年に入ると再び収支が赤字になった、この表によるとこういう結論が出てくるわけですね。

そこで、局長、首かしげておられるので、この辺でものを言っていたらいいと私は思うのだから、各種別が同一に伸びたり、同一に縮んだりするのではないわけでしょう。この中で一つ大きく

抜けている最大の欠陥というのは、大きな黒字幅の種別が極端な伸び率を示していくとなれば、この計算の基礎はひっくり返ってくる、それがわからないからあまり論議の俎上に上がらないのだけれども、わかつておれば論議にのぼる、そうお考えになりませんか。

○浅野政府委員 私、御趣旨の点がよく理解できませんでしたが、要するに総費用を、勤務時間と処理能率とでその発生しました伸びに対して出しているわけでありまして。そうしてそれをサービス種類に分けて、最後は取り扱い物数で割る、こういうふうになってきておりますから、取り扱い物数で割ってまいりますから、大体伸びと一緒に変わっていく、結局それに従事する勤務時間がまた同じように伸びてまいりますから、その勤務時間の給与が伸びてまいりますと、取り扱いのコストも上がるといったことから、人件費が伸びていくのと一緒に物数も伸びておりましたらほんとうは変わらない、しかし、人件費のほうの伸びが大きいとそれだけやはり個別原価は高くなる、そういう結果になるのでございます。

○大出委員 どうもおわかりにならぬようなので困ったことなんです。いまのお話では正確にその個別原価を算定するわけにいかなくなる。というのは、私が申し上げているのは、今回の四十年間で五十六億収入不足を来しているということから皆さん方の提案がここにあるのですけれども、この中で書いてあるのは、「基本部分をなす書状、葉書の料金については、ほぼ十五年間まったく手をつけられていない。」と、こうなっています。ところが書状、はがきなどというものは赤字になる中心をなしていない。今日、五十六億赤字だなんて出していますが、それならば、書状はがきの料金というものは、そのどれだけの赤字部分を占めるかということになると、十五年間書状、はがきが据え置かれていたのが赤字の原因だなんという書き方は不届き千万だと私は思っているのです。これはそうじゃないのだから。つまり、私の言いたいのは、そうなってくると、原価

収支の中で、書状だ、はがきだという通数、つまり種別物数というものを明確につかまなければ、そしてその伸びを将来に向かって算定をしなければ、皆さんのほうで取り扱い数量を一律に考えておられると、この計算の基礎に間違いがありやせぬかということ、個別原価収支という郵政省がおやりになっている表に基づいて私は聞いているわけですから、あなたがいま答弁されている角度は、どうも全然その回答になりません。そのところ、おわかりになりませんか。

○浅野政府委員 またお答えが若干ずれるかもしれませんが、前回の三十六年度の改正によりまして三種以下を値上げしていただいた、これによりまして、実際はその十五年間一種等に負っておったところが非常に大きいと思ひますが、三十六年の改正によりまして三種以下の値上げが行なわれまして、その点で一種に対する負担が非常に軽くなった。現に五種、特殊においては黒が出ておる。そういうことでもってまいったのではないかとおもう。同時に、全体的に物数の伸びがあつたというふうにも考えられます。特殊の物数だけが伸びてまいりますと、原価はやはり狂ってくるわけでございます。大体秩序をとって伸びてきておる。ただ、若干ありました料金のアンバランスが、三十六年によって修正されましたから、非常によかつたというふうに考えております。

○大出委員 もう一ぺん正確にそれならば聞きましよう。

個別原価収支状況でまいりますと、三十五年、第一種三円五十一銭黒字、第二種二十八銭黒字、第三種、低額、その他、これは五円七十六銭、四円五十四銭の赤字。それから第四種、通信教育五円七十三銭の赤字、盲人用点字三十四円三十三銭、これは取り扱い数量がうんと少ないから全体には響きませんが、こういう大幅な赤字、それから農産物種子、これが二十三円五十銭赤字。第五種が十三銭赤字。特殊で、書留十九円二銭黒字、書留速達が二十四円九銭黒、普通が——これ

は特殊の普通ですが、これが六円九銭黒字。小包は、普通が三十四円六十七銭の赤字、書留が十二円六十銭の赤字、書留速達が二円三十銭これも赤字。普通が二十九円十銭赤字。差引合計九十八円七十銭赤字。こうなっています。間違いないでしょ。だから、私の言っているのは、これでいくと、特殊なら特殊の黒字のところ、それから一種、二種、黒字なんです。つまり黒字幅のところは伸びていくということになると——盲人用点字なんというのは何ぼ赤字になつたって、ただになつたって、全体に影響はないのだから。そうすると、そのところを分析をしてみないと、将来に大体何物数がふえるからとか、十ば一から上げておいたのでは、討議のしようがなからうというのです。これは個別原価収支しか出ておらない。すなわちこの個別というのはい一通の原価です。だから単純個別原価なんです。統計を云々されるから言うのだけれども、単純個別原価なんです。そうだとするならば、これは一体、三十五年に取り扱い数量は一種は何通あつた、二種はどのくらい、これが全部並んでなければ、その変遷はこうなっているということがなければ、この個別原価収支状況の表の使い道がないのです。そう

なれば、これは雲の上に乗つていっていることにならぬじゃないかということを書いていっているので、議事録をあとで読み願ふればわかるけれども、それでいけば、せっかく値上げを三十六年にしたけれども、それは結果的にこうなるのじゃないかという質問を私はしているのです、そのところをどうお考えになつていかうことを聞いておるわけですね。

○浅野政府委員 この点はおっしゃるとおりでございます。特に三十五年度におきましては一種で一通当たり三円五十一銭の黒が出た。現在にまいりますと、これが一円八十五銭になつておりますから、この点がいまおっしゃった点を如実に物語つておる、かように考えております。

○大出委員 ですから私が申し上げたいのは、こ

の中から出てくる結果は「書状、葉書の料金については、ほぼ十五年間まったく手をつけられていない。」「せいで、なんという、これを一つの理由立てのようにならなければならない、いわれたいけれども、そんなことをいえば、それこそ知っている人はおこる、こういふことになる」と私は思っている。というのは、個別原価の面で見れば、三十五年にしても、一種、二種は黒字なんです。それから、そうでしょう。そうだとすると、全体の物数のバランスからいって、一種、二種の数量と、大規模な赤字になっている農産物種子とかあるいは盲人用点字とかいふものとの物数のウェイトの相違をながめていくと、一種、二種が十五年据え置かれていた、据え置かれていたにもかかわらず黒字であつて、その黒字が郵政省の赤字を救つていたということになるわけですね。それで、

う。そうだとすれば、一種、二種が十五年間据え置かれていたなんというばかことを理由にあげると、二種が据え置かれていたにもかかわらず、一種、二種が黒字になつておつて、それが郵便事業全体の赤字をかなりカバーして、しかも一種、二種、特殊というのが一番大衆性を持つていてということになる。いま私が例にあげた三十五年というのは、これは料金改定を前提としての資料なんです。それから、そうだとすると、つまりここで明らかになつてくるのは、一種、二種、特殊なんというものは、今日でも上げなくたっていいのかもしれない、正直なところをいへば、にもかかわらずそこを明らかにしないということはよくないじゃないか、こういうことを私は言っている。違いますか。

○浅野政府委員 いまおっしゃるとおりであらうと思います。

○大出委員 そうすると、今回の料金値上げで、もうたび重なる賃金が出てくるのだらうと思ひますが、簡単に承りたいのは、今回一種、二種、特殊、これはどういふことになるのですか。

○浅野政府委員 一種、二種につきまして、三十五年の当時よりは現在非常に情勢が変わつてまゐつておられます。それから特に二種につきましては、三十九年度ですでに五円八十六銭、四十年で六円三、四十銭、四十一年で約七円になる、こういつた状況でありまして、四十二年にはすでに八円近いものになつていくのだ、かように思われるわけでありまして、こういつた観点から見ても、三十六年の当時とはだいぶ事態が違つてまゐつておられます。

それからも一つ、やはりこういった事業でありまして、たびたび御説明申し上げておりますように、総括原価計算体系でやっております。御指摘の点はございしますが、やはり事業全体として総原価に見合ふように収入を持てまいりたい、かように考える次第であります。

○大出委員 三種についてひとつ聞いておきたいのですけれども、三種の上げ幅の問題ですね。これはさつき私はひとつ申し上げましたが、公共性がある、だから料金を上げたい、たゞ、公共性があるから、その分については一般会計の繰り入れを考えても私はおかしくないと思つて、それが、その分については郵政省、真剣にお考えになつたことがあります。

○長田政府委員 三種が比較的経費コストよりも安く料金がきめられておつて、それが全体の収支にある程度影響しているというところは事実でございます。一般会計からその分を補給してもらつて、うに考えたことがあるかどうかという点につきましては、従来郵便料金、先ほどのお話のように古い昔は別といたしまして、ここ相当長い期間にわたつて、戦後におきまして、ここ相当長い期間にわたつては相当割安な料金が續いております。これを経営の面からいへば、相当経費に近いところまで持つてくればよろしいわけでございますが、二十六年の改正によりまして一円に上がりましたが、三十六年の改正で二円になり、今回それが基礎的な料金は三円に上がったというよりな経緯から見ますと、絶対額はそう高くないにしても、上げ幅、上げる率としましては相当上がつてきております。この不足分をさらに一般会計からもちろ、かどろかということにつきましては、ただいまのところ、アメリカにはそういう例もございすけれども、各国とも郵便事業全体として総括原価の範囲内でまかなつていくという事情もございすし、日本におきまして、今後の料金政策ということにつきましてはいろいろございすし、やが、今回の段階におきましては私も、全体でまかなつていく範囲のことを考えて取り進めた次第でございます。

○大出委員 いま郵政省は、世の中の新聞の三種扱いをしておるものはどれくらい比率を占めておるとお思ひになりますか。

○長田政府委員 日刊紙などの新聞の発行部数と部内取り扱部数との比でございます。

○大出委員 私はかつて新聞社の方々に集まりたいだいて、郵便局のほうで扱つておるものはどれくらいあるのか聞きましたら、六割あるんだと言われましたが、いまはどれくらいあるのですか。――時間がかりそうですから、それは長田さん、新聞社にお聞きになればすぐわかりませんか、新聞社にお聞きになれば確かめておいてください。それは私が聞いたついでにいいだけども、言いたい中心は、新聞という企業は人口密集地帯で取り扱部数が相当多くなければ販売店をつくらないが、新しいところを販路を開こうとする場合は出血覚悟で販売店を設けようとする。各紙の競争の關係がありまして、たとえば東京新聞なんていうものは東京の新聞だけれども、横浜をどんでん開拓する。新しく住宅街がでるものでも、そこ、そういうところにはもうからんでも何でも販売店、営業所を置こうとする、こういうわけですね。しかし大きな目で見てと不採算地域には販売店を設けなくて郵便に依存するわけですね。フランスなんかの場合にはいきなり郵便の車が新聞社に横づけになつて新聞を運んで持っていく、何時から何時に新聞を配達するという時間

間がきまつてゐる、ああいうふうにはつきりしていればよい。それで、新聞資本と郵政省との間のやりとりで年間幾ら入れる、こういうことになるんだから、はつきりしていい。ところが日本の郵政省の場合はそうではないわけですね。つまり種別扱いの中の一つに入つておつて、郵便配達をする人が一軒一軒持つていく、かかどうですか。しかし新聞資本自体は一体どうなつてゐるかというと、これは相当に今日でも利潤を生んでゐるのです。読売なり産経なりあるいは朝日なり毎日なりというところが利潤を生んでゐるのだとすれば、郵政省が大量の料金の黒字をもつて赤字を埋めてあげなければならぬ理由はない。少なくとも上げ幅に關係はする。こういう理屈は成り立つわけですね。たとえば北海道ではクマが出るからチリンチリン鈴を鳴らして配達する。そういうところでは何を待つてゐるかといつたら新聞を待つてゐるのです。雪の中をそりに乗つて新聞が来るのを待つてゐる。郵便というのは年に一通か二通しか来ないんだから、あとは新聞なんです。それで、そのために不採算原価割れです。それを一種、二種の料金を上げて埋めておるとすれば、これは新聞資本との相談になるけれども、確かに公共性はあるかも知れぬけれども、新聞社が企業として成り立つて黒字を生んでゐるという限りは、郵政省が政策的に大量料金の黒字をもつてこの種のものを埋めなければならぬ理屈はない、こういうことになるわけですね。そこで先ほどのどくらいかというふうに御質問を申し上げたのが、どうもあまり無連絡のようなので、おわかりになれば、この点は私一つ大きな矛盾だと思つてゐるので、おそろくたくさん質問も出たところだと思つて、御答弁をいただきます。

○長田政府委員 現在三種の低料のほうは年間七億九千万通ばかりでございます。そのうち日刊紙の割合は四二％、三億三千万通といわれております。日刊でございすから一日に百万部前後が出ている、そういうことになります。

○大出委員 相当な数量だということになります。しかも最近特定の宗教関係の方々の何とか新聞というものが相当使われているわけです。これは公共性があるといえは言えないことではないと思ひますけれども、たとえば二百五十万部も出しているということになると、配るのと郵便で出すのといろいろあるでしょうが、相当郵便にも流れていく。となると、これもやはり一通ずつ原価が割れていくことになる。そうなるとなおのこと私は三種については考えなければいかぬというふうに思っているわけです。あくまでも三種はこの料金値上げ幅で押し通そうというお考えですか。

○長田政府委員 今回の値上げに際しましては、もちろん従来からのいきさつ等もございまして、あの程度の値上げ幅というふうにいたしましたわけでございます。

○大出委員 いま一種の赤黒の関係はどうですか。

○淺野政府委員 三十九年度の状況で申し上げますと、単位原価は八円六十二銭であります。単位収入が十四円四十七銭、差し引き一円八十五銭の黒でございます。

○大出委員 三十八年が二円七十八銭の黒ですね。三十七年が二円七十銭、三十六年二円九十五銭、三十五年三円五十一銭と変動していますね。だから、三十八年から九年にかけて多少減りました。まだふえる可能性は一種は持っている。そうすると、黒字になっているのを上げるんですか、今度は。

○淺野政府委員 一種は三十九年度は八円六十二銭であります。おそろく四十年は九円四、五十銭、今年度は十四円二、三十銭か四、五十銭になるんじゃないかと思ひます。したがって、これを例にとりましたら、すでに赤字、こういうふうに思っております。

○大出委員 だから上げておこう、こういうお考えになるのですか。

○淺野政府委員 いまおっしゃいました点と、さ

らに總体的に考えまして十五円というふうには考えた次第でございます。

○大出委員 ここで大臣にひとつ質問申し上げたいのですが、本会議で御答弁なさった議事録を讀みますと、先ほど私が申しましたように、近代化といふことを相当重点にしておられるのです。そうしますと、今回の料金値上げというのは単なる赤字解消、あるいは将来の採算をいふことではななくて、近代化がむしろ前にあるんだ、こういうお話なんです。近代化資金はこの料金値上げで来年度以降五年間、まあ三年というふうに切りました三年間でもいいですが、三年間の——審議会で出されたこの資料、四十年九月にマル秘の判こをつけて、年度別郵便事業収支表というものを提出されております。これからいいますと、どのくらい近代化予算というのをお考えになっておりますか。

○郡國務大臣 近代化と申しました意味は、ちよつと説明させていただきますけれども、郵便事業は、確かにいま詳しくおっしゃったように、種別によつてそれぞれ原価の状況が違います。全体に苦しい。したがってすべきことがほとんどできずに来ている。幾らかずつは確かにやっております。しかし局舎の改善といふことも、しなければいかぬというのがやれず、機械化もときどき専門局だ大型小包局とか申しますけれども、それもごくわずかな数しかやらないのではないかと、いふ不十分な状態、ところがそれはいづれも郵便事業でございますから、やることはほとんどきまつております。そうすると、そのきまつておることをある程度計画的にいたしたい。資料で御目にかけている五カ年の計画で、それぞれそういう機械化の分であるとか、局舎の分でありますとか、その他送達速度の確保、大体こうしたぐあい——お目にかけておられます資料でございます。全体の収入の増収を見込ましていただくと、その三割程度はそういうほうに回っておるといふぐあいの見積もりで収支の見通しを立てております。

○大出委員 局舎を建てるというのはこれは事業の近代化じゃないですね。局舎を建てるのが近代化だと思ひます。これは私は間違ひだと思ひます。局舎が古くなれば建て直さねばならぬ。そのようなことを言へば世の中の建物は、建て直すたびに近代化をしていることになる。近代化といへば、たとえばアメリカのニューヨークにある郵便局なんというのはいくつかの工場ですね。触手みたいなものが機械でできておつて、紙の裏おもてがわかるわけです。それがシャーと流れていくと裏になってボンとひっくり返る。手を使わないう。そこまで研究している国もある。しかし採算がとれぬからやらないというだけです。近代化といふのはそういう意味で、つまり労働を軽減をしていくといふことを含めての近代化にならなければならぬことになる。各種の近代化、山ほどありますけれども、これは時間がありませぬからやりませんが、そうだとすると、そういう意味の近代化、何かお考えになっておることが特にならぬですか。

○郡國務大臣 私はそういう意味合いでは、日本にも郵便事業は機械力を極力入れようといふことが言える程度だと思ひます。

○大出委員 そうすると局舎を建てるのか、機械力をやたら入れたら、役に立たぬものは困りますけれども、その辺が近代化と言われた趣旨だといふことになる。どうも私は言いたいことがあり過ぎるんだけれども、まあいいでしょう、そうおっしゃるのだから……。

○大出委員 ところでもう一つ大臣に、ついでという申しわけないのだけれども、御発言をいただいた関係でもう一、二点承つておきたいのですが、非常に郵便物数の伸びを将来に向かって低くおとりになつておるわけです。国際比較の面からいいますと、アメリカのような膨大な伸び等から見ますと、まあ欧州並みに近づいた、こういう表現をされておるけれども、私は日本の場合にはまだ急速な伸びを示すだろうと見ておるのですが、それは国民総所得との、経済企画庁の来年以降の算定等

からいきましたも昨年に比べて減つていない。逆にふえているわけです。この中にはもちろん新しく就職戦線に云々なんという人も含まれている。新しい労働人口も入っている。それにしても物の量は減つていない。二十二兆何千億になつておりますが、だとすると、長田さん郵務局長になる前だろうと思ひますが、ふしぎなことに郵政省のいままでの理論は、経済的好不況、不況といふものに郵便事業といふものはそう左右されていらないことを言つておつた。ところが今回の提案からいいますと、経済的にきつて、不況になつて郵便が減つてきた、こういう表現をされておる。そうしますと前後撞着しておる。郵政省といふものは人がかわると言ひ方まで変わるのかどうかしりませぬけれども、そこあたり一貫したものにしておいていただきたい。過去の歴史を振り返つてみて、経済的好不況といふものの関連、これは郵便物数の伸び率にどうあらわれるだろうか。かつて私どもに郵政省の方々が話をされた時代は、経済的好不況にそう左右されていらないといひ方をされておりました。今日提案されておる内容は、不況だから、そういうことが一つの重点に入つておる。そう変わつてきたのかという点をひとつ御質問いたします。

○郡國務大臣 私はこう理解しておるのであります。郵便物数は、全体のマクロ的な見方をしますと、これはその影響を受けずに伸びていくものであります。アメリカとかイギリスとかいふものをみますと、日本のはまだもっと伸びていく。またこれは郵政省の努力と申しますか、全体にいろいろな政策的なものも考えなければいかぬかと思ひますけれども、とにかく伸びていく。ただ御説明申し上げましたような意味合いで、収入に響いたという意味では、この六、七年の間といふものは伸びが郵政省の考えたよりもかなり高い伸び率を示しておる。ところが昨年あたりになりまして、どうも伸び方が確かに鈍化しておる。その二、三年前から見まして、正確なことは政府委員からお答えいたしますが、数カ年間の間、ずつと思つ

たより。郵政省が考えるより伸びていったが、この二、三年来少し伸びが鈍化した。昨年あたりも思ったより伸びておらない。しかしながらこれはおっしゃるように、その点大出さんのお考えと同じように思います。昨年ののはごく特殊な現象であって、むしろことしになってからの様相を見ても伸びておる。これは伸びていくんだというふうに見るべきものだと考えております。

○大出委員 私もこのところ少し調べてみました。ここに出しておる、審議会に出された資料からいきますと、ずいぶん低く抑え過ぎたものだという気がする。そうしなければ値上げ理由は出てきませんか……。やたら伸び率を出したら値上げをしないでいいということになってしまふ。ところがたいへんなことを含んでおるから、そこで大臣に御質問申し上げたいのですが、将来に向かって物数の把握、これを低く見るということは何を意味するかという、予算を通して郵政事業全般に非常に大きな影響があるということです。

ということとは予算官庁というものもありますから、そういう意味で物数調査から上がってくる物数は二割、そんなことはありませんが、たとえば二割水増しをされていたとすれば、これは一例ですが、その基礎数字というものを押えて予算要求をしなければならぬということになる。当然なんです。物数が多いんだから……。それだけの予算を取らなければやっていけない。それをすぐ予算要求するとすれば、物数調査に偽りがあるということになる。そんなことはできない。逆に物数を低く押えてはじめてみたとすれば、そういう形における予算折衝になる。当然のこと、そうでしょう。さてそこで問題になるのは、定員などというものの物数に見合っていますね。当然そうでしょう。想定物数に……。そうだとすると低くしほられるということになる。もつとふやさなければならぬのがふえないということになる。そうすると職場の個々の労働者の立場からするならば、相当労働密度は上がっていかざるを得ないということになる。当然なんです。つまり、よしんば料金を

値上げという時点だからということであつたにしても、物数を極端に低く抑えたということは何を意味するかといへば、一つ間違ひますと、そのことによりまして職場の労働環境というものは労働密度が増大をするという結果になる。いまの点を一点大臣からお答えをいただきたいのだが、あわせてもう一点問題がありますね……。

旧来から郵政省の当初予算を立てられる標準予算年次、七月ごろから始められるときから同じことが言えるのですけれども、想定物数をつかんで低く押えたら、大臣がいまおっしゃったように意外に伸びましたということは、さあ弾力条項が云々だという形のもがあつて、いま能率向上手当等があるかどうか知りませんが、そういうふうなもののはね返りで低く押えれば、結果的につまり予想以上に物数が増加したということになる。物数を高く押えて予算を組めば、結果的に予想外に伸びなかったことになる。ところで、低く押えていけば予想外に伸びたということになるのだから、弾力条項等を有効に使えるということになる。こういう相関関係を持っているわけですね。その意味では当然政策的なものを含むことになる、そういう結果にならざるを得ないわけでありますよ。そういう関係がありますので、私の質問は、こういう物数の組み方をされるということになると、その落とし穴に入つていつてしまふことになりはせぬかということを危惧するので、そこを何とかをひとつどうお考えになつていかを承りたい。これは将来に向かって、そういう数字にはならないのだとおっしゃるのか。ならないのだとおっしゃるなら、いささか別な角度から問題があるのだけれども、ともかくそこを何とかをひとつ承つておきたい。

○長田政府委員 物数につきましては先ほど大臣がお答え申したとおりでございますが、当初、去年の郵政審議会に諮問いたしましたところ、省が見込みました物数は非常に低過ぎたというお話でございます。実は当時との程度今後の物数の増加を見込むべきか、いろいろ調査したわけでござい

すが、アメリカ、イギリスあたりは最近六年間くらいの伸び率が、年平均二・六％ぐらい、非常に少のうございます。それからドイツ、フランス等も統計上のいろいろなものがございますけれども、それらを差し引いて考えますと、やっぱり三％前後ぐらいに落ちております。日本につきましても、先ほど大臣がお答えいたしましたように、三十五年度は選挙とか外国郵便なんかを除きまして三十五年度六・一％、三十六年度が七・六、それからずっと続きまして七・六から七・

四、六七、五・七というふうな状態にだんだん減ってきているわけでありませう。この減ってきているのを一時的なものとするべきか、それとも英、米などがもう二・六くらいになっているのに、逐次近づいていくというふうに見るべきか、そこらが非常に問題であったわけでございます。

これは経済成長期というものを過ぎて、あるいはだんだんそういうふうに近づいていくのではなからうか、そうだとすると、その面は十分考えて資料をつくっていくかなければならないんじゃないか。主としてそういう理由から、先ほど申されました業績手当あるいはその他の考慮からではござ

ヨーロッパ諸国の百數十通と比べてまだ日本は九十通をそこそこだということで、まだ伸びる余地がある。日本の郵便は老熟していない、まだ壮年期と申しますか、そういうようなところではなからうかというような考えに立ちまして、この物数見直し込みはもちろん修正いたしました。四十二年度は対前年比を一応四％というふうに見ましたが、四十二年ごろから〇・五％くらいずつふえて五％にまではのぼれるのではないか、こういうような考え方にいまだ立つております。

○大出委員 これは各国の年間一人当たりの個人郵便量からいきますと、おたたくの資料ですから間違ったのではないと思いますが、四十年で郵政要覧には日本文は十八番目であって八十四・四通になっておりましてね。アメリカが三百五十七・四通で、イタリヤ、ノルウェー、アイルランド、オーストリア、

デンマーク、西ドイツ、スウェーデン、フランス、全部日本より上位です。ということになります。すると、日本の郵便物の将来の伸び率は、あなたははるかに資料を出しておられるけれども、こんなことになるはずがないと考えます。低く押えて出したということとは、さつき例にあげたような相関

關係がどうしても出てくるという危惧が出てくる。したがって、正確な基礎になるものがないように私は思う。砂上の樓閣をこしらえてゆきぶりに合つてもしかたがないと思つておるので深くは申し上げませんが、しかし、どうもこの辺は将来に向かつて相当政治的のものをお考えいただくかないと、こういう出し方をされておられるということ、私は非常に心配になるのです。これは、昇給率を三・五％に見込み、ベースアップを三・五％に見込んだ七％ということにからんでおりますよ。だからそういうふうなこともいろいろ気になる点がある。そこで私は、つまり将来の予算折衝その他いろいろな關係でここに出されたこの資料というものをどう扱われていくかということを確かめておきたいと思つて御質問申し上げたのであります。が、そこらあたりはどうですか。

○長田政府委員　将来の物数の増加については、

先ほど申し上げましたように、四十二年度は対前年比四〇、四十三年度四・五〇、四十四年度五・五〇、四十五年五・五〇、そういう見込みでございます。先ほどお話ししたのは、去年の夏の審議会に提出した資料であります。

○大出委員　そうすると、いまの点は将来に向かつての基礎数字で、それを表に出してものを考えていくということですね。そう理解してよろしくございませうか。それからここでひとつ、しろうとくさい言い方ですが、郵便、貯金、保険だけちょっと承りたいのでありますが、分計定員ですね、これはいまだのくらいになっておりますか。

○浅野政府委員　郵便につきましては十万人七千人、貯金につきましては五万四千九百人、保険につきましては四万二千九百人、あと共通が三万五千人強、こういうふうになっております。

○大出委員　私が郵便、貯金、保険、ところ聞いたから、そういうお答えなんですか……

○浅野政府委員　それぞれの現業につきましては郵便に、それ以外のものは貯金に入っております。

○大出委員　ところで、この保険と貯金の関係なんかで、この間私はどうも勘定だと言ったのだけれども、少し貯金が保険のほうをいたたいておられますか、それはいろいろ見方によると思いますが、実際問題として、いまおっしゃいましたような見方もございまして、それからまた場合によりましてはなお検討してみなければならぬという点もございまして、事実、私もどうもいろいろ従来の事業別の定員等のあり方を見ております。見ておりますが、実際問題としてわからないのは、特定局、特に総合事務局でございます。ここにおきまして服務の状況、定員の状況、費用の状況、これを当たりますためには現在一万六千の局のうちの千二百局余りを見ておられるわけでありますが、これは勤務しておる皆さんそれぞれで自主

的に書いてもらった表で集めておりますために、実態はなかなか自信を持ってつかみがない、そういった点がございまして、なおその点につきましては正確を期するように今後は大いに努力をいたしたい、かように考えております。

○森本委員　関連して、ちよつといふ答弁でわからなかったのですが、郵便と貯金と保険と共通の分計定員はわかりましたが、委託業務の分計定員はどこへ入っているのですか。

○浅野政府委員　さつちよつと間違えました、それは別になっておりますが、五万三千でございます。

○大出委員　そこで三事業関係でちよつと聞きたいのですけれども、一つは貯金の運用権を郵政省に持つてこい、という意見も旧来からあるのですけれども、この貯金の運用権の移管、この問題についてどういうふうにお考えになっておられますか。

○稲増政府委員　郵便貯金関係は、創始以来御承知のとおり、大蔵省の預金部ないしは資金運用部で運用いたしておりますが、現在も政府資金一元化の原則によりまして、御承知のとおりな運用でございまして、われわれといたしましては自主運用というふうなことも希望といたしましてはございしますが、現段階におきましては現在の運用でいいのじゃないか、かように考えております。

○大出委員　預託利子はそのくらいになっておりますか。

○稲増政府委員　六分五厘でございます。

○大出委員　先般私が御質問申し上げたときに、三事業関係に触れていろいろものを言ったわけでありましたが、今日の貯金事業をながめてみて、先ほどの郵政要覧に一応書かれておられますけれども、実は預託利子との関係などをこのあたりでもう一べん考えてみる必要があるのではないかと気がするのですが、そこらあたり、まあしかたがない、あるいはそこでない、こういう御意見を一応承っておきたい、こう思うわけです。

○稲増政府委員　六分五厘の預託利子でございますが、コストはそれより若干少なくいわゆる利ざやを現在きめていような状態で、御承知のとおり剰余金が出るわけでございますので、現在の段階におきましては六分五厘でも適正ではないかというふうにお考えしております。

○大出委員　まあ事業分計なり決算分計なりというものは明らかでございますから、深く突っ込んでものを申し上げることはやめさせていただきます。私がかつて調べたときに、日本の全金融機関の、信用組合まで入れました、十三分の一を郵政省の貯金を持つておりました。したがって今日でも相当な比率を持つておられるのだから私は思うわけなんです。そうすると、その貯金事業の定員その他に、たとえば行政管理局からいろいろな意見が聞かれるわけですね。臨時行政調査会の最初の議論などにも、そういう面が出ておりましたが、これは大蔵省との関係において、預託利子というものがきめられるというところに、一般市中銀行並みにいかないという問題がある、こういう相関関係なんです。だからやはり一元化運用というなら、保険だつてまた郵政省にあってドッジプランのときを契機にいたしまして持つていかれたというか、移管されたというか、それをまた持つてきたという一種の窓口運用ですね。だとすれば保険の場合も、そういう一種のそういうシステムは一元化運用であることに間違いはない。だからそういうふうな形に私はほつぽつものを言い出す必要があるように思っているわけなんです。事足りるところいうならば、それなりに承つてはおきますけれども、陰のほうでいろいろ郵政省の関係を調べている諸君のほうから言いますと、またまた近い将来に貯金事業についてはものを言うような場面が出てくるように思ふので、したがって、そのときになって実はどうだったんだということになる、困るわけですね。そこらあたり相当な御準備をいたしたい、こういうふうな気がする。

それが保険についても一言承つておきたいのは、郵政省に保険があつても、保険行政がないのだという陰の声もあるわけです。行政管理局いろいろ調べたりしておりますが、そこらからもいろいろ耳に入ったりするわけなんです。したがってそこらについても、いなかの農業共済その他について、どんどん郵政省の保険の分野が侵食される。逆に今度は大都市で高額の保険をとろう、こういうことになってくると、いろいろな無理も生ずるということになる。民間の保険会社も月掛け保険を始めておられるわけですから、その意味でみごと競合する。そうすると政府がこういうことをやっている意味合い、このあたりについてやはり明確なものをちよつと持つていただいて、郵政省の保険行政という面を含めてのものの考え方を確立する時期にきているのではないかと気がするわけなんです。これを言い出しますと、ずいぶん長い議論になりますから多くは申し上げませんが、そこらの今日の郵政省の保険事業というもの、保険行政というものをめぐって、形態が変わつてきているわけですから、どういうふうにお考えになっているのか、簡単にでつこうですけれども承つておきたい。

○武田(功)政府委員　いま御指摘の保険行政云々ということも、そういう声があるやにも私は聞いております。郵政省といたしましては、保険事業自体を創始以来やつておまして、そのこと自身が、あるいは保険行政だと思ふのでございしますが、御指摘のようによつと創始五十年といたしまして、問題は、戦前の独占ではなくなつたという点、それからまた現実に運用利回り等の関係におきまして、かなりな制約を受けておるといふ点、その結果が保険料において正味若干低い面が出てくること自体が問題であらうと思ひます。その点につきましては、私も現在郵政審議会の答申を得ておまして、これをもとにして、何とか国営の簡保の特色というものを生かして得るものと考えていきたい、こういうことで今後検討をすることにしておる次第でございます。

○大出委員　大蔵省なんかは、主計局、理財局等で多少意見が違つて来るとは私は耳にしますので

ね。たとえば郵政省の保険というものを、高額のものをどんどん、開発するということはおかしいですけれども、よけいといっていくということについて、民保との関係も出てまいります。そういう面で国家がこれを管理するような形でない形になってきているわけですが、しかし郵政省の保険というものは、保険行政が相伴う性格のものだと思っております。たとえば運用一つにしても、民保の資金運用とは運用形態が明確に違うわけでありまして。そういう性格を持つものであればあるほど、伸ばせるものは伸ばしていいと私は思っているのですが、そこは他官庁の関係、民保の関係等をどういうふうにおとりになつていきますか。

○武田(功)政府委員 運用利回り等につきましても、もろもろからいろいろと議論をされていくところがございます。特に民保との関係でございますが、たとえば制限額をとりましても、単に民保との関係のみならず、簡保本来の使命であるところの一般の大衆の方の保険という意味におきまして、税制上の特権を認める、これが一番じゃないかと思ひます。その点におきまして、現在のところ百万円にとどまっておるわけでございますが、これもやはりそのときどきの経済の推移とかまた国民所得の状況、一般の生活水準等から見まして、やはり検討しなければならぬ問題だと思ひます。

○大出委員 これは費差益あるいは利差益、死差益等の問題で、四十年は出ていないとすれば三十九年度でいいのですけれども、おおむねその損益勘定はどんなふうになっておりますか。

○武田(功)政府委員 ちょっと具体的数字が手元にございせんが、利差益も最近少しくなつておるわけでございます。これはたとえば短期にいたしましても、有利な運用ができるという点、それから死差益の点はかなり上がつております。なおこの点は、失効解約防止、こういう契約維持面が簡保は非常によろしうございまして、そういう点でよくなつておると申し上げていいと思ひます。

います。

○大出委員 三十九年度の損益計算の結果、歳入過剰額四百三十億圓、福祉事業団現金出資金八億圓に對し、将来の保険金分配金支払いに充てるために二百六十二億圓を保険契約準備金に繰入しなければならぬので、差し引き百七十五億圓の利益剰余金を計上した、こうなつておるわけですね。この大きな幅の中につまり死差益というものが相当なウェイトを占めておるわけですね。言いかえれば、日本人が死になくなつたからやつと保険会計は剰余金を相当生み出せるようになったということになる。ということになると、保険事業の経営そのものは本来ならば必ずしもいい状態だと言えないのではないかと。たとえばそれらのものはむしろ還元すべきものであるということになるから、だから費差益、費差損あるいは利差益、利差損、ここの関係で相当に死差益も上がつてきた、あるいは費差益になつてきたというふうなことであるとすれば、保険経営というもののについて、経営という面から見れば相当な好転だということになるだろうと思ひます。したがつて、私は五十年という一つのエポックメーキングみたいな気がするのだけれども、この五十年を画してひとつわれわれ郵政省の保険事業というものの将来を展望されてどう考えるかということがあつてしかるべきだという気がするわけでありまして、それを実はこまかく申し上げたいこともあつたのですけれども、実はこの料金値上げにしても三事業相からみましますから、そういう意味では一言だけその点について御見解をただしておきたい、こう思つておるわけなんです。簡単にけつこうです。

○武田(功)政府委員 その利益の上がります点は、単に死亡率云々とかそういう要素だけにきめかねるものもございまして。いろいろな面で先ほど申しましたけれども、契約維持に非常に努力してくれてるとかいろいろございまして。したがって、それらを総合して判断いたしますと、やはりいま御指摘のように順調に伸びておるといいと思ひます。したがって、これだけ出ま

す剰余金につきましたは、昨年一度実施いたしました、最後に分配金を増額したいということですが、これも今年たまたま五十年でございまして、したがつて、この四十年の決算の済み次第、これと見合ひましてぜひそういうことの増額をはかつて、そして実質的に契約者の利便に資したい、こう考へてやつております。

な全体的には、私も勉強いたしまして、先ほど申しましたように国の経営する簡保らしい特色を打ち出して、いわゆる保険行政と申しますか、そういうことに努力したいと思つております。

○大出委員 大阪の枚方の駅前通りを保険積み立て金の資金を借りて直してございまして、私がかつて枚方に行つたときに町の方から非常に喜ばれて、いろいろの意見を聞きました。したがつて、そうなる、郵政事業、保険あるいは貯金事業も非常にやりよいことになる。ところで貯金事業そのものの面から言つても、そういう意味では大蔵省に預託されておる資金のうち、全額とは言わぬまでも、先ほど私が申し上げたように、全金融機関の十三分の一を占めていたという時代もあつたのですから、いまもつとあるいは郵政省の占める比率は高いのもしれないと思ひますけれども、だとすれば、やはりそういう面で郵政省の窓口運用の形で部分的には、全額でないにしてもとられて、保険と同じような運用があつてもしかるべきだというふうに私は思つておるのです。が、貯金事業自体の預託利子あるいは原価というふうな面から、いまはこれでいいというお話なんですけれども、そういう形の貯金の将来に向かつての伸ばし方、ここを真剣に考えますと、やはり一般大衆の目にびんと入つていく、そういうところに郵政省が窓口運用を引き受けて、郵便局に貯金したその金というものは使われていくという形が私は政策的にはとられる必要がある、こう思つておるわけなんです。ですからあわせてもう一ぺん貯金局長さんに御足労をかけますけれども、そのところを全額といつたらそれは大蔵省はさか立ち

して怒るでしうけれども、やはり保険に見合うような形の一部分的に保険に見合うといったつて保険はみなぎっているわけですから、全体のうちの何割かは郵政にやらせろという形が出てきても一向ふしぎではないのではないかと。うううに私は思ふのですが、そこあたりはどういうふうにお考へですか。

○稲増政府委員 御承知のとおり資金運用部の四十一年度の運用計画を見まして、その四〇％は郵便貯金でございまして、間接的には資金運用部が融資しております対象の四〇％は郵便貯金だという宣伝をいたしておるのでもございますが、おっしゃられるとおり、直接融資いたしますれば、将来も非常にプラスになるというところは目に見えておる事実でございまして、お説のような方向に向かひまして、いままでも貯金局自身努力してまいりましたが、今後とも一歩一歩そういう方向に向かひていきたい、かように考へております。

○大出委員 いまの点の締めくくりとして大臣に承つておきたいのですが、郵便局を利用して、つまり貯金を利用して、それは國際的にお調べいただければわかるのですけれども、保険のほうは別として、貯金のほうは各国とも相当貯金というは政府管理の形でやつておるわけですね。ですからそういうところあたりを御研究いたしたいと思ふ点があるのですけれども、きょうは時間がありませんから申し上げませんが、いま局長からお話がありましたように、ぼつぼつこのあたりで、貯金事業につきましても、いま私が例に引きました、町の方々に、公共性ある投資という形で貯金の積み立て金が直接的に郵政省の手を通じて流されていく、こういう形を、もちろん一ぺんにはできませんけれども、部分運用の形であつても、このあたりで考えましても、貯金会計といふものをあからさまに表に出せないというふうなかつこうをいつまでも続けておるのでは困るので、先ほど私は少し入口くらいものを言つておりました、そこあたりをやはりお考へえただいて、貯金事業の将来に向かつての、前向きな政

策、こういうふうなものをやはり郵政省は打ち立てる必要があるのではないか、こう思ふのですけれども、おそらくそのことについて与野党を通じて通信委員会におられる議員の皆さん、あるいは通信委員会に縁のある議員、郵政省に縁のある議員の方々は、私は額の問題だと思ふますから、そう反対はしないのじゃないか。そういう道筋を考へてみる必要があると私は長年思つておるのですけれども、大臣のお考えをひとつ聞いておきたいわけだ。

○郵務大臣 確かに郵便貯金事業の経営ということをお考えですと、どうしても一挙にはできないこととございますけれども、徐々に自主運用のほりに持つてまいらなければいかぬこととありますから、利用してくださる方の立場も考えまして、これはこれからさつそく一つ一つ広げていくべき必要があらうと思ひます。

○大出委員 はがきの幅の件について一言聞いておきたいのですが、どのくらい広がるのですか。

○長田政府委員 現在ののはがきの幅九センチを十センチにしたいと思ひております。

○大出委員 郵便局の郵便の現場で区分をやっている諸君と話してみたら、日本人の手の大きさにそれらしい限度があつて、とにかくわすかに見えるけれども、広がったということは能率基準その他に非常に大きな影響をするというわけだ。おそらく長田さんはじめ皆さんは郵便を配達されたことはないのじゃないかと思うのです。私は昔から、いきなり郵便に入つたわけですから、区分もしたし、配達もしたというものでありますけれども、雨が降ればさんたがぬれるような状態なんですから、いままもそうなんだけれども、それで区分をするわけですが、障子に穴をあけて一生懸命区分図に入れて、わずか二十円かそこの手当をいただくために私も一生懸命やつたことがありますが、そういう経験をもつて持っている現場の諸君にとつて相当なことなんです。したがって私が端にお尋ねしたいのは、広げるといふのであれば、能率算定の基準について変更な

さる意思があつて広げるのかどうか、そういうこととです。

○長田政府委員 実は当初はがきの幅を十・五センチにする計画がございまして、そういうことで郵政審議会の答申等もたしか出ておりましたが、その後ただいまのお話のように取り扱い上の問題を少し検討してみようというところで、専門のほうで現場などにもやつてもらひまして検討をいたしますと、十・五センチという幅はもう少し広過ぎるようだとということからしまして○五センチだけ縮めまして十センチにしたわけとございます。それにいたしまして現在より一センチ広がるわけとございます。これをどの程度能率に考えるべきかということとございます。一般の郵便局の段階におきましては、これが一人とかいうよりなところはいくまでにはとてもまだ至つていないというようなことでございまして、いままでのテストの結果はその程度でございまして、今後実施されました場合には、さらにたたいまお話しのような点もよく検討してみたいというふうに考えます。

○大出委員 この件について職場の皆さんと皆さん方お話しになったことがあります。

○長田政府委員 一、二ございます。

○大出委員 一、二ではなくて、相当やはり職場の皆さんの仕事をしてくる意欲の問題もからみますから、ひとつ至れり尽くせりに、そこまではやり皆さんがお調べにならぬと、将来に向かつてまたこの点が大きな争点になりそうな気がするわけです。私はそういう意味では、これはもう少し現場を中心と考えていた方がいいと思つておるのです。郵政事業は公共性があるといつても、大衆に接触をするのは郵便局の窓口か、さもないければ外務をやつておられる方が主なのですね。そうするとそこにやはり重点がなければならぬ。

たとえば上海郵便局なんかに行つてみますと、両手区分というのを一生懸命習わして——よく日本の場合とすつたりしましたが、最近はそのうしないやれといふわけですね。実は両手を使えるよう

に区分図のところを台を置いて、それでやれるようにしております。非常にくふうをしております。

それからモスクワ郵便局なんかに行きますと、風がこつちからこつちに吹いてる。つまり区分しているのはこつちを向いて区分している。そうするとこへきたところはみんな向こうにいつてしまふ。向こうに大きな吸い込みがありまして、空気はみんなそこに入つてしまふ。つまり区分をするこつちによつて出てくるところのじんあいというものは向こうに入つてしまふ。そこでおまけにうしろをばつとあけて傾斜してありまして出てくるようになつておつて、それを把束してベルトコンベアにばつと載せると行つてしまふ。そこあたりは非常にこまかくくふうしてあるわけですね。どうしたら働いてる人たちの健康その他に与える影響が少なくなるかということですね。

ところが日本の郵便局の場合はいまだに、それこそ大臣が局舎を建てることで近代化などと言わざるを得ないような状態ですね。

これは城北だったですか城南でしたか忘れましたが、あそこにはえらい暖房までくつついた局がすぐそばへできましたね。あの局が何とかなつたという話はともかく、その職場の労働環境というものをどうしてくれるかという意見がずっと出てくるという状態ですね。そういう中で、そこまできまかまか行きていらない中で大きく伸びるというところは、やはりそれ相当の対応策を皆さんがお考えにならないければ、職場のほうはそれだけ苦しくなる。

そこでいまの区分図でいいかということになる。広がれば、まっすぐ入つてくるのじゃないです。区分すればあつちへ行つたりこつちへ来たたり入つてくるんですから。そうすると、いまの大きさを要えなければならぬことになるかもしれない。なると思ふれば、いまの郵便局の郵便課の状態では、はたして置けるかという問題なんです。そうすると、それこそ今度は、たとえば局舎というものはもうちよつと坪数を広げなければいかぬのじゃないかということになる。だからそ

ういうところまで皆さんのほうも——国際的な会議の結果が云々といふことはわからぬわけではありませぬけれども、十分お考えの上で、おやりになつたかどうかという点が心配で承つたのです。が、やつてみたのがどういふことだけになると、かくしかじか算定基準を要えてこうするとか、職場の区分図はこう考へるとかなんとかいうことが能率算定の基準、単位時分に何通り区分できるかといふこととからむわけですから、それでない労働密度が上がつていくことになるので、そこあたりを私どもは少し長田さん、これは大臣にもぜひお願いをしておきたいのだけれども、そこあたりは気を使つていらっしゃるすかね。

○長田政府委員 区分図につきましては相当テストをいたしました。以前の十・五センチの幅のときでもまだだいいやうふだといふことでございしましたが、その後さらに、先ほど申しましたように幅も狭めておりますので、区分図につきましては大体支障はないというふうに考へております。

能率の点につきましても、普通の局におきましてはそこまで至らぬという見通しでございすけれども、これは実際の取り扱いの場とテストの場といういろいろ違ふところもあるいはできてくるかも知れませんが、今後その点についてもよく気をつけたいと思ひます。

なおいろいろな問題につきましても、近代化の過程で相当問題がございすますが、職員の働きやすいようにという面につきましても、特にこれからよく気をつけてまいることになつたと思ひます。

○森本委員 この間資料として各委員に配りましたのは三つしか出てませんが、これはひとつあしたまでに。今回小包も相当改正になつておりますので、はがきの見本、それから小包の最低、最高円筒形、そういう各種の見本を全部この委員会へ持つてきてください。

それからこの法律にあるところの見本を、最低、最大、円筒形、長方形とその全部の見本を持つてきてもらいたいと思ひます。

さらに引き受け時刻証明、配達証明、内容証明、代金引きかえ、特別送達、こういうものも全部料金改定になっておるわけでありまして、その見本もひとつあすじゅうにぜひこの委員会に持ってきていただきたい。これは見本がないとなかなか一般にはわかりにくいのです。だから見本を全部出していただきたいということを要望しておきます。

○大出委員 この委員会では昼休みの時間ということがあるのでありますから、私のところの内閣なんというのは休み時間がないのですが、おおむね休み時間に近いようでございますので、大臣に締めくくりにお尋ねをしたいと思いますけれども、私は論議をする場合に、やはり論議ができる基礎資料というものが整っているということでないといふ非常に論議がしにくいと思います。そういう意味で、今日までいろいろきめられていっているものもあるのだけれども、どうも明確な形のものがつくられていないというところになっているわけなんです。かつまた課名の変更が総務局で、統計調査課ですか、名称変更がございましたね。これはちょっとあとで聞きますけれども、そういうことをおやりになったのだとすれば、もう少し熱を入れて各種統計、各種数字、各種原価というふうなものが明確になるようなものをつくっておいていただく必要があると思うのですが、ここらあたりのところをひとつ承っておきたいのです。

○郵務大臣 私も確かに事業のためにまた国民に対しても、どうしてもなくてははいかぬと思えます。それはそのほかに力は十分入れることにいたします。

○大出委員 これは総務局長、たしかおたくの課を名称変更されましたですね。何という課に変えたのですか。

○浅野政府委員 統計課を経営分析課というふうに変えました。

○大出委員 行管は統計課を経営分析課に変えるというのをどう考えておるんだと意見を聞いてみたら、まあ名前を変えたって郵政省の統計実態が

変わるわけじゃないだろうと思つたけれども、しかしやろうという気持ちがあるならば名称変更くらい認めてやろうというつもりだった、私が聞いた当時はこういう話だった。経営分析課というふうに名前をお変えになったのだとすれば、まさにこれまた一つの契機でございますから、いま大臣にその意味で承つたわけですから、どうかひとつ将来に向かって郵便事業というものが——国会図書館を探しても、資料といったら非常に少ないですね。これはと思う資料を見ても郵政省なんですね。郵政省が出した資料を信用しないわけじゃないけれども、少しは郵政省が出したんじゃないのがないか、そのほうが調べてみておもしろいかならうと思つて、保険、貯金をはじめいろいろ当たつてみたんですが、最近役に立ちそうなものという意味で調べてみると、どれもこれも郵政省の音がかったところからばかり出ているので、まことにどうも世の中はもう少しこちらのほうに向いてくれなければ困るのですが、せっかく経営分析課をおつくりになった機会にひとつ大臣に音頭をとつていただいて、国民一般相手の郵便事業なんですから、三事業ともに、したがってそういう意味でもう少し郵政省の事業という面からPR、宣伝をやつていただいて、これだけ苦労して郵政省というのはやつていっているのだ、単に組合が悪いから郵便がおくれるんだというよりなことをばかり言つてないで、そういう事業そのものを前向きに考えるということですね。そういう形でお考えをいただきたいというふうに思ふのですが、いかがでしょうか。

○郵務大臣 おつしやつたとおりに考えます。確かにそれに似たような感じを、この間の東南アジアの経済閣僚会議がありましたときに、少し私がいまままでの資料のほかにほしいと思ひましたが資料のなかつたことを発見いたしましたして、同じような感じを私自身が持つております。

○大出委員 その点を要望しておきまして終わります。

○砂原委員長 この際暫時休憩をいたします。

午後零時三十四分休憩

午後二時四十五分開議

○砂原委員長 これより再開いたします。

郵便法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。栗原俊夫君。

○栗原委員 郵便法の一部を改正する法律案については、本会議で質問を申し上げ、その後当委員会において同僚各位がいろいろな角度から質疑を展開されて、かなり詳細な答弁がなされておるわけですが、どうも頭が悪いせいだと思ひますけれども、私にはつきりわからないところがあるのだ数々ございます。

そこでまず第一に、大臣にお尋ねしたいのは、郵便法の第一条のこの読み方でありまして、「この法律は、郵便の役務をなすべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」これに郵便法の全精神がうたい込んであると思ふのですが、これをどのように読むか、本会議ではこれに関連した独立採算の問題や、値上げの問題や、いろいろな角度から触れておるわけですが、ひとつこの際、同僚各位にいろいろと説明はあつたようでありまして、特に郵便法第一条の読み方と題して、大臣の見解をひとつ明らかにしていただきたい、このように思ひます。

○郵務大臣 郵便事業が独占事業であるためから、平等な役務の提供と、それと同時に国民のために可及的低廉にという原則を言つておられますこと、私ももととしてこの郵便法一条の精神と、それから特別会計法のためと、両方から、この精神を郵便法一条に出しております考え方で、郵便事業の目的なり料金なりについては対処していかなければいけないということを一条は言つていふと思ひます。

○栗原委員 なるべく安い料金というのは、これはゼロまであるのではありませんが、なるべく安い料金というのは常識的に考えれば赤字を出してまでもというわけではないように考えられるのですが、

その辺の解釈はどうなんですか。

○郵務大臣 私も赤字は、独占事業であり、また独立採算というもののについての御議論はいろいろあると思ひますけれども、特別会計の性質から、赤字を出すことは事業経営にあつては避けなければいけません、その限度においてはできる限り安くということを言つていふのだと思ひます。

○栗原委員 そういふ読み方をしつていくと、今日までの論議の中でそれぞれ種別原価計算をするとか、赤字の出る種別もある、こういうことになつて、おそろく償行だから、こういうことなんだろうけれども、第三種のいわゆる低料扱いのようなものをやらねばならない法的根拠、こういうものがどこにあるのですか。どういふ姿で低料扱いをやつていふのか、この辺のところがまことにわからないので、わかりやすくお願いをいたしたいと思ひます。

○長田政府委員 第一条におきまして、全体の郵便料金をきめる原則をうたいまして、それからあと二十一条以下におきまして、各種別ごとに、一種は幾ら、二種は幾ら、法律自体で料金をきめるためをうたいおきますので、この際相互の原価との関係その他につきまして、御審議を尽くしていただくというやり方になつていふかと思ひます。

なお、小包につきましては、三十一条におきまして料金をきめる原則だけをうたいまして、政令に委任してある形をとつております。

○栗原委員 いま私が聞いたのは、なるべく安い料金というところは必ずする範囲内であるべく安く、こう読むべきだ、こういうのが常識的であり、私もそうだろうと思ふのですが、そういうたてまえの中で種別原価計算をする、第三種の低料金を設定してやる。もちろんこゝへ提案して国会で決定すればその決定は決定でいいわけなんですけれども、ほかに低くなければならぬという法的根拠はないのであつて、原価を割つた低料

金を設定したいと思えますけれどもいかがですかと国会にはかつて、国会がきめてくれたんだから、いわゆる原価を割った低料金というものをきめていたのだ、こういうものなんですか。それとも低料金を原価として出さねばならない他の何らかの法的根拠、あるいは法的根拠とまで言わなくても、低料金でなければならぬ何らかの根拠、こういうものがあるのかどうか、こういうことをお伺いしているわけです。

○長田政府委員 特別会計法の規定その他の関係からいまして、総体の経費をまかなう範囲でできるだけ安く料金をきめる、そういうことではないかと思っておりますが、その範囲内におきまして、個々の料金をきめるにつきましてはそれだけのいろいろな事情などがございまして、いきなりあるいは若干政策的意味を込めるか込めないかというようなことなどがありまして、そういう事情を込めまして個々の料金というものが審議され法定されてまいることになるのではないかと、いふに考えております。

○栗原委員 一応わかるような気もしますが、第三種が原価を割って設定された歴史的な経過というふうなものを、まことにどうも不勉強で調べてありませんが、あまり時間をかけずにわかりやすく、なぜ最初に原価を割って設定したのか、そのときの事情、その後の変化、こういうようなものを簡略にひとつ説明してもらえますか。

○長田政府委員 第三種の料金が非常に安くなっておりますのは非常に古くからございまして、当時の詳しい事情はちよつと私もよく存じませんのですけれども、おそらく明治初年以來、日刊紙あるいは月刊誌などもございまして、定期刊行物が地方にまでよく普及するということを当時の日本の社会が強く要請しておりました、郵便料金もその線に沿って決定されたためではないかというふうに考えております。終戦以後におきまして、ことに昭和二十六年以後におきましては、三種の料金につきまして、できるだけ直接要する経費くらいはまかなうべきだというふうな論議も、郵

政審議会等においてもなされまして、昭和二十六年以後の料金の改定におきましても、ある程度その線に沿ってきているということにも相ならうかと思っておりますのでございまして。

○栗原委員 普通日刊紙にしろ月刊誌にしろ、こういう第三種に属するての刊行物は、定価のほかに郵送料幾ら、こういう形になっておるから、形の上からいえば、これは最終消費者である読者の負担になるようにとられておるわけなんです、郵政当局では第三種の郵送料というものは、本質的にはどこで負担されておるといふ御認識なんでしょうか。

○長田政府委員 現在のところ購読者の負担になっておるといふふうに考えております。

○栗原委員 購読者負担になっておる、こういう認識、御判断で第三種を考えるわけですが、明治の初年において、文化がどんどん進んでいく過程において、刊行物、こういうものを一般大衆の間に押し広める、こういうことに国も協力しなければならぬという段階では非常に理解できますが、送られる品物の単価というものがかなり高額になつてきたこの時点で、こういう扱いをするだけの必要性があるかどうか。そしてまたそういう郵政特別会計を圧迫するような負担でもして、こうした奉仕をしなければならぬという理由がこの時点でまだあるのかどうか。こういうような論議は、おそらく審議会等でもなされたらうと思つておりますが、その論議の経過、また論議の経過に伴うこれを受けて立つ郵政当局の判断、こういうようなものを、これまた概要でけっこうですからお話し願ひませんか。

○長田政府委員 第三種の料金につきましては、昨年夏以來続きました郵政審議会の審議の過程におきましては、現在二つに分類されておりますものを三つに分ける。現在月三回以上のものと、そうでないものとに料金体系その他分かれておりますが、これを週三回以上のもの、月三回以上のもの、その他というふうに分けて、料金も週三回以上のものについては百グラムまで五円、月三

回以上のものについて六円、その他のものについて十円というふうな答申があつたわけでございます。その答申をいただきました、あと料金もきめてまいる過程にいろいろな論議が出たわけでございますが、週三回と月三回をはっきり分けるかどうかということにつきましては、実は月三回以上のもので、週三回と月三回はつきり分けるかどうかについては、直接販売店を持つておらない、ほとんど郵便に全面的に送達を依存しているというふうな事情、あるいはその中にも、ことに農業関係等で非常に似たようなもので、部数も相当多く発行せられておりますものなどがあるとかいろいろ理由、あるいは戦後二種類の分け方で今日までに至つては、いままでとおり分けしないで、月三回以上のものは、いままでとおり分けしないで一本にしていくということになりました。体系におきましては、従来どおり二つにするということと、それから月一回ないし二回発行されるものと、それ以外の低料三種との料金の比率等につきましては、終戦後しばらくの間、日刊紙的なもののほうが相当安い料金でできておりましたのですけれども、これは終戦後の紙の不足の事情等からしまして、一枚二ペーヅくらいの新聞が相当発行された事情等がかなり大きく影響したやうでございまして、戦前は長い間月刊のもの、それ以外の刊行物、ことに日刊紙等の関係は、同じ目方につきましては長い間一対二ぐらいの比率でまいつたといふような事情などもこの際考えられまして、百グラムまでと、低料のものについては三円、低料でないものについては六円というふうな料金にきまりました次第でございまして。

○栗原委員 この三種の郵税とそれから送る内容の価値というか価格というか、こういうものの移り変わりの歴史というふうなものを、何か資料ありますか。たとえば一銭で送つたときにはその送られる新聞は幾らだった、一円になったときには新聞は幾らになった、二円になったときには新聞は幾らだ、こういう比率の資料ですね。ということは、そのことによって最終的に購読者が負担

する郵税の負担関係というふうなものをやはり見なければならぬし、これでいいのかという判断の資料にもなると思うので、もしそういう資料があればひとつ……。

○長田政府委員 新聞の定価とそれから送る郵便料との関係につきましては、資料を手持ちいたしておりません。

○栗原委員 これは最後にわれわれが判断を下すときの二つの大きな材料にならねばならぬと思うので、一部幾らということよりも、日刊紙の月ぎめ幾らという新聞の代金の動きと、これを郵送するときの——これは三十分の一といふかあるいは朝夕刊があるからもっと細分されるということになりまして、しかし月ぎめの購読料、そのときの新聞の郵税というものを、その相関関係は、そういう関係でもわかると思うので、新聞の値段と郵税との動きの歴史、こういうようなものを、あるところではこれは資料にして出してもらいたいと思ふのですが、出せますか。

○長田政府委員 調べまして、早い機会に出したいと思ひます。ただ新聞の第三種の料金は、明治三十二年から昭和十二年の四月まではずっと五厘でございましたが、当時の新聞の値段は幾らでございまして、調べて後ほど出したいと思ひます。

○栗原委員 いまの資料はあとから出してもいいこととして、そこで問題は、わかり切つたことであるが、この法案の内容の中心点は、あちらこちらと形式やその他にも一部改正点があるにはあるけれども、中心をなすものは、何といつてもやはり値上げが中心だと思つております。そこでわれわれは、この法律案は値上げの法案だ、こう判断をし、私たちの評価をしておるわけなんです、今日までいろいろ同僚からの論議の中で、この値上げは一部起つてきた赤字を補てんすること、またこの値上げによって増収される金額の中から赤字補てんをした残余のものは郵政事業の改善、近代化に充てていくのだ、こう説明をされておるわけですが、赤字の生まれてくる根源は、かなり

いろいろ説明されておりますけれども、やはりしよせんはこうした第三種のような、たとえ歴史的な経過を持っておたにしても、政策的な原価を割るという種類の取り扱いの中から生まれるのだ、こう理解していいのですか。この辺はどうなんですか。そのほかにも赤字の出るところがあるのだよ、こういうのか、あるいは第三種のような政策的な原価割れの郵便料金を設定するから赤字が出るのか、こう理解していいのですか。もちろん人件費とかいろいろのことを言っておられましたが、その辺のところをひとつわかりやすく整理して説明してくれませんか。

○逓野政府委員 私どもいままで申し上げておりましたのは、本年度予算を見ますと、二百八十六億不足するわけでございますが、その中で大半を占めます二百億は赤字ということになっております。今回の料金値上げによりまして、二百八十六億今年度予算におきまして値上げによるはね返りと見ておるわけでありまして、そのうちで二百億は当然赤字として生まれるべきものである。そのうちで約百三十億というものは人件費の不足であります。こういうふうに見ております。したがっていままで料金値上げをお願いいたしますようにになりましたのは、やはり人件費を主体とする不足が原因である、こういうふうな考えでおります。これにはこの物増に伴う増員によりまして分と、それから仲裁裁定によりまして不足の分、こういったものが主体になっておるわけでございます。

○栗原委員 百三十億の内容は大体わかったのだが、残りの七十億はどうなの。
○逓野政府委員 これは物件費として見ております。ただその物件費の中には集配運送費等がございますが、これはよく見てみましたら人件費的なものも入っております。鉄道とか自動車とかこういうところになりますと人件費がおりますが、しかし一応私どもとしては物件費として見ております。物がふえてまいりますと、それに伴う物件費も自然ふえてまいります。こういった意味でこれを物件費に入れております。

○栗原委員 こつちの聞きたいところがそつちが言いたくないような調子で、なかなか車の両輪が合わないのだが、原価を割って設定した政策料金によるところの赤字というのはどのくらい出るのだ、こつちはそこが聞きたいのだけれども、そつちはそこが言いたくないらしくて、請求しなければさっぱり触れてこないのだが……

○逓野政府委員 私どももいたしましては、総原価に見合う収入を得るというたてまえにいたしております。それぞれの種別によりまして赤字が出たからというふうには見ておりません。

○栗原委員 それは赤字が出ないのか、出ると見ないのか、どつちなんですか。

○逓野政府委員 おつしやいますように、種別にプラスマイナスを見てまいりますと、たとえば三種におきましては赤字になっております。

○栗原委員 赤になるといふことは、具体的な数字があるから赤になるといふことがわかるのだろ。だから赤になったら赤の数字は幾らだ、こういうことを聞いている。

○逓野政府委員 たとえば低料三種におきましては、原価が七十三億ほどかかっておりますが、収入が十六億くらいであります。十六億弱、十五億八千万くらいになります。したがって五十七億くらいの赤字になります。三種のその他のものになりますと、二十五億に對しまして十八億でありますから、七億くらいの赤字、こういうふうになりまして、

○栗原委員 これは本会議でも幾らか触れたのだけれども、あとから同僚の森本君ががっちりやってくれると思うのですが、郵便法ではなるべく安く、こうきめてあり、他の法律から収支相償うようにというふうなことを要請され、しかもその中で政策料金を設定しろという要請がある、こういうことなんで、郵政大臣だつてこれはなかなか容易でないことはよくわかるのですよ。これじゃとてもおれにはやり切れないという気持ちだろうと思う、ほんとうの腹は、まあ大臣でもってやっているから、何とかこれで当面をつくらうていかなければならぬ、こういうことだろうと思うのです。が、将来こういう姿のままでいいのですかね。やはりこの時点で、今回はこれでやむを得ないけれども、やはり何とか考える。考えるというところは、いかに政策料金といふことも、やはり原価を割るような政策料金では困る。原価を割るような政策料金をどうしてもやらなければならぬというならば、それは単に郵政の要請でなく全国民的な要請なんだから、そうした要請に基づく政策料金で生ずる穴については、特別会計とはいふものの、やはり何か他から持ち込むことを考える方向を検討すべき時点だぐらいには大臣だつて思っていると思うのだけれども、これはどうでしょう。

○逓野政府委員 第三種、ことに低料の分が、低廉に過ぎると思ひます。ただ、今度でも、これで五割の値上げということに相なっております。それで一挙に直せるものでもないようでございますけれども、これはやはりなるべく原価割れの割合を少なくするために、第三種の料金は将来考へていかなければいけない問題だと思ひます。

それから、会計全体をどう扱うかということ、これは私、何とか収入が上がるように考へなければいかぬと思ひますが、収入全体の状態から考へていくべき問題があると思ひます。ただ、いまのところでは、お話のように、独立採算ということ、総括原価主義ということ、そしてその中に政策料金と、いろいろなものをかみ合わせまして、そしてこういうところに一応お願いいたしておりますが、やはり第三種の料金というのは、将来はもう少し考へ直さなければいかぬ問題と思ひております。

○栗原委員 先ほど資料を要求したわけなんです、最終的には第三種の郵税といふものは読者負担になる、こういうことなんです。しからは読者負担の能力はどうかという問題と郵政特別会計の負担の能力とを彼此勘案して、やはりまだ郵政がしよっていかねばならぬ段階なのか、あるいはこれはこのあたりでまずまず最終読者にかかる原価

ぐらいはしよつてもらつていいのではないかと判断に立てるかどうか、こういうところがやはり問題点だと思ひます。そこで、いままでの郵税と郵送する内容の購読物の値段の問題、こういう問題等がやはり非常に大きな一つの参考資料になつて来ようかと思ひます。購読料は払えるけれども郵税は払えない、こういうことなのか。もちろん安いほうがいいから、上げないからそれでけつこうなんだ、上げたつておれたちはそのくらの郵税は払つてもやはり読みたいのだ、読めるのだという事柄なのか。その辺の判断がこの第三種を取りきめていく一番重要なポイントになつて来ようかと思ひます、この点は十分ひとつ御検討をいただきたい、このように思ひます。

併金関係、赤字補てんのほうは、さらにまた専門の森本さんのほうからいろいろとお話があると思ひます、積極的な面であつて少くお尋ねしてみたいと思ひますが、郵政を改善する、こういうことは、何といつてもこれに携わる働く人たちが一番気持ちよく自信と誇りを持つて働けるということが一番中心であらうかと思ひますが、労賃の問題については私はしろうとですから触れられませんが、

そこで、働く場所の問題ですね。郵便局舎その他郵便局舎におけるところの設備の関係等について少くお尋ねしてみたいと思ひます。現在、この時点で郵便局舎というのは全国で何局あるのですか。

○長田政府委員 郵便局舎は、簡易局二千五百七十五局を含めると一万八千七百七十六局でございます。これはことしの二月末現在でございます。簡易局を除きますと一万六千二百一十局でございます。

○栗原委員 そこで、私も逓信委員になつて足かけ九年にもなろうというのですが、法律をひもといてみても、中央局だとか、あるいは県の、何と云うのですか、集申局というのですか、普通局、特定局なんという文字が出てくるかと思つて、幾らさがしてみても、そういう字は法律の中には出

が、民権であるが民権以外のものであるかという
ような区別はこの中にあります。あつたらその
内容をちよつと分類してください。

便局で、それは年間あるいは月払い幾らになっているか。

体見てみますと、東京都内のビル内局は先ほど建築部長が申し上げたとおりでございますが、それ

と、なかなかもってこれを一々国がみずからということは、高値の土地の問題もあり、その他いろ

んな条件で、順次その方向では考えておるけれど

も、その方向に直ちにはいかない、こういってお答えであります。そういう裏を返してみますと、特定局の局長のあり方等についてはいろいろ議論の存するところではありますけれども、この時点で特定局長に、たまたまそういう立場にあるのだと

からという条件の中から、経済的なかなりの負担をかけておるような印象を受けるのだけでも、この点はどうなんでしょうか。これで十分、特定局長というよりも特定借り上げ局舎の持ち主に、少なくとも常識的なものは支払っておるんだ、こういうことを胸をそらして言い得るのか、あるいは局長等をやっておることもこれあり少しは協力せ

ということ、いうならば局長の名誉と経済的なものを差し違えてかなり負担をかけておるのか、この辺の判断はどうなんです。

の答弁をいただきたい、こう思います。

○都國務大臣　必ずしも胸を張っていられるほどのものはお払いしていないのだと思います。しかし人事の点との紛淆は絶対あつてはいけないうことでありますから、その点は筋道をはっきり立てることにいたします。

○栗原委員　少しく今度は角度を変えてお尋ねしてみたいと思うのですが、特定局なるものが私にはよくわからないのですけれども、一般に職場で働いておる郵政職員で、いわゆる普通郵便局に働いておる者に、おまえ特定局に行け、こういう人事というものは当然あるわけなのでしょう。これはどうなんでしょうか。

て、もちろんそのようなケースもございます。

○農政委員 過員、欠員の状況によりまして、もちろんそのようなケースもございます。

○栗原委員 私たちが聞き及んでおるところによ

ると、特定局から普通局へ移ることは非常に気持ちよくこれを受けるような傾向にあるけれども、普通局から特定局へ持ち込まれることは、必ずしも働いておる人たちは快く思わないような状況だというふうに受け取っておるのですが、この辺はどうですか。

○鶴岡政府委員　そういうことが全然ないということはもちろん申せないかと存じます。しかしそれらの原因は、やはり小局よりももう少し局幅の大きいほうが働きのいがあるというような意味で、そのようなことを聞き及んでおります。

○栗原委員　ここでまたもとへ戻りますが、特定局の定義づけなのですが、小さいのが特定局なのか、あるいは特定局長任用令によって局長を任用した局が特定局なのか、特定局とは何ぞやということをすっぱり一言でいうとどういふことなんでしょうか。

○樺岡政府委員 先般の当委員会でもお答え申し上げましたが、「郵便局の称呼に関する件」というものが昭和二十五年の公達で出ておりまして、特定郵便局長を長とする郵便局、それを特定郵便局というというように定めに相なっております。

○栗東委員 そうすると、特定郵便局長を長とする

牛乳至十月止

る郵便局が特定局だということになると、かなり規模の大きいところでも、特定郵便局長というものを特定な方法で選任してくれば、それは特定局になる。これは少し飛躍した解釈ですが、しかしいまの言い方からすると、そんなふうに取つても取れないことはないというように思うののですが、これはどうなんでしょうか。

○鶴岡副府委員 ただいま申し上げましたのは、いわゆる名称の問題でございまして、実態はいわゆる小規模郵便局、そのようなものをもって特定郵便局と考えておるのが実態でございいます。

○栗原委員 どうもこのところが、線が引けるような引けないようなおかしいことで……。それでは、ここにある局あがある。大きいといえど小さい、小さいといえど小さいというような程度のものである。ここに特定局長を設定すれば特定郵便の

局になり、そういう方法ではなくて一般人事交流の中から局長が選任されたということになれば、これは特定局ではなくて普通局だ、こういうことになるんですか、これはどうなんです。

○鶴岡政府委員　特定郵便局は、先ほど申し上げましたようにその定義といたしまして、特定郵便

局長を長とする郵便局でありますし、その実態はいわゆる小幅の郵便局でございます。そしてそれらのものはすでに一つの当該局が特定局である、あるいは普通郵便局である、ないしは鉄道郵便局であるというようなことは定まつておるものでございまして、ただ単に任用の問題で、局長の任用によって当該局が特定郵便局となり、あるいは普通郵便局となるということはないわけでございます。

○長田政府委員　少し補足して御説明申し上げますが、特定局にするか普通局にするかということ

をきめるにあたりまして、いろいろな要素があるわけですが、一つの局の規模でございます。この規模につきましては、部内で一応のめどとしましては、内部のことですが、単独定員を配置する局かあるいは総合定員を配置する局かというところが一つのめどになるわけでございませう。

す。総合定員配置局といえますのは、各事業、郵便、貯金、保険、電気通信等をつつ一つ事業別にはつきり分けしないで、また運用についてもある程度回り持ちをしながら仕事をやっていくというなことでまへの局。単独定員配置局といえますのは、各事業に定員をはつきり分けて、その定員の範囲内でそれぞれが一通り——応援なんかはもちろんできますけれども、一通りはその定員の中で仕事をやっていく、そういうようなてまへの局でございます。で、この境目は現在のところ大体三十五名前後を、郵政定員と申しますか、電気通信を除きまして郵政定員三十五名程度のものを一つの境目として考えております。官房長が規模の問題を申しましたのはその点でございます。あとそれ以外に、たとえば電気通信業務をやっているとか外に、たとえば電気通信業務をやっているとかやっていないとか、あるいは、さしむき集配統合をやる計画があるとかないとか、あるいは人事についてどういふ人を現在そこへ置いたほうがいいとか、そういうことなどをいろいろからめましてきめることになろうかと思ひます。現実にはそういう境目のような局がこつ然としてあらわれることはなくて、大体そのような問題は、従来特定局でありましたものを何かのきつかけに、さてどうするかという形であらわれる例が多いかと思ひますけれども、規模につきましてはそのようなことでございます。

○果原委員 特定局、普通局という区別があるわけですが、特定局には特定局長が局長となる、こういうことなんでしょうが、特定局と普通局の間に、そこで働く人たちの間に何か格差とか、そういうものがたといこれほつちでも存在するのですか、これはどうなんです。

○鶴岡政府委員 そこで働いておられます従業員の方

ざいまして、お尋ねの区別はございません。

大していくというところは、大いに意味があったと思

改善の方向をとっていただきたいと思ふことと、

けなければなりませんし、そうした点で働いてい

一七

昭和四十一年四月十二日

第一類第十一号

通信委員会議録第二十一号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類

第

十

一

号

通

信

委

員

会

議

録

第

二

十

一

号

昭

和

四

十

一

月

四

日

第

一

類</

いのですか。たてまえは一般の公入札ですか。

○五味説明員 郵政省におきましては大部分指名競争入札でございます。

○栗原委員 この九十億の予算の執行ですが、これは全部本省購入でございますか。

○五味説明員 本省購入とそれから郵政局で購入するものとございます。それから一部は郵便局その他現業で購入するものがございます。

○栗原委員 大体それをごのよう予算積算をしておるわけですか、省、局、郵便局。

○五味説明員 四十年の使用計画でございますが、これは本省調達が四十二億、郵政局調達が十億というふうになっております。郵便局の……

○栗原委員 これはけっこうでしよう。本省購入というふうなものは、これは本省で本来使うもの、あるいは各局、郵便局で使うものを総合的に本省で購入するもの、こういう二つに分かれると思うのですが、そういう本省調達と局調達あるいは各単局の調達、こういうもののやはり基準等があるのですか。

○五味説明員 品物によりまして、大体種目別に分けてござりますが、本省で調達する物品は、まず第一に防犯上必要なもの、あるいは大量に購入することによって価格が安く、また良質なもの、確保できるというふうなものを本省の調達によってしております。

○栗原委員 何でもこんなことを聞くかといいますが、実はおたくのほうのきょうだいのような会社である電電公社では、これまたばく大な予算を執行するわけですが、九七多随契でやっているわけなんです。おたくのほうではそういうことがない。形式的にはきわめてわれわれの意にながらう執行をやっているの、お話を聞いてなるほどしつかりやっていると、こういう感じたわけですが、次に建設のほうをひとつお伺いしましょう。建設のほうはどんなぐあいに執行していますか。予算のあり方と執行の方法。

○奥山説明員 四十一年度の予算では、いわゆる工事請負費は歳出で百二十二億九千八百万という金額になっております。工事の発注のいたし方は資材と同じでございます。指名競争入札を原則としております。

○栗原委員 おたくのほうの工事の關係は、私もある一部は知っておりますが、請負業者に一応経歴を要求して、そしてランク等をつけて、指定業者的なものをつくっておるのじゃないですか。どうなんですか。

○奥山説明員 これは建設省でやっております登録制度と同様に郵政省も登録申請を受けまして、その審査基準も建設省の審査基準にならって同様な基準によって格づけを行なっておりますわけでありす。

○栗原委員 指名競争入札するときには、金額によってでありましようけれども、一つの工事に概略何業者くらい指名しますか。

○奥山説明員 会計法規によりまして、相当規模の工事の場合は、なるべく十社以上を指名するというふうになっておりますので、その趣旨によって行なっております。

○栗原委員 この指名入札をして入札をするときにあらちちで問題が起ころておる。特に昨年の春の国会では電電の九頭竜川のロー・リミット問題がたいへん問題になりました。五つ入札したら一つ当選して、あとはぼちやりしたというので、一番高いところに落札したというので、いふ問題になったのですが、そういう方法等はどうかやっておりますか。

○奥山説明員 落札価格に最低限をしくというやり方が論議されておりますが、われわれはいたしましては、現在のところでは最低落札者という形で、現実の姿は制限を設けておられません。ある程度そういった事例があるかと仰せられますと、そういう事件は事例としては現在のところはございせん。

○栗原委員 これもまた私は思ふところだと思ふのです。実を言えば、ロー・リミットをしく場合には、これは高入札のときにはそういう必要があると思うけれども、指名入札にはロー・リミット

はあつてはならないと思ふのです。少なくともこの業者ならできるといふものを指名すべきなんだから、その業者がこれできまうといふものを、これはロー・リミットをこえた、沈没したからだめなんだ、そんな業者をなぜ指名するのかわというところが論議なんです。そういう意味では指名入札をやる以上は、一番安いものに落札するといふのは私は正しいと思ふ。非常にけっこうだと思ひます。

○奥山説明員 今度是非常に小さなことなんです、これは具体的にふち当たった幾つかの例の中でお聞きするのですが、局舎の大小によっていろいろと設備基準というものがあつておるのですが、そういうものはあります。

○長田政府委員 事務室の広さとか、休憩室、そういうふうなものと、それから建築基準法の関係のものそれぞれ大体基準をつくっております。事務室等の基準は郵政局のほうで定めております。

○栗原委員 基準があるのは当然だと思ふのです。実はこれは非常に小さい問題ですが、こういう具体的な問題にふち当たりましたので、その基準によって一応背負負ができた。もちろんこれには仕事を中心に、しかもそこで働く人たちの衛生管理、厚生、こういうものも十分重点を置いて基準ができておる。この基準のつとてできた。

そのときに働く者の立場から、こういう形でわれわれの厚生、衛生管理施設のスペースをとつてくれれば、われわれはこの範囲内で、しかも建築に支障のない方法で少くく変更してもらいたい、こういう希望があつた。しかしこれは一応基準というものをさして持っておるからなかなか簡単にそれはまいりません。こういう形でペーディングしておる問題があるのですが、それはたとえばふろ場のスペースを少し狭め、その他休憩室等も少し狭めて、このスケールの局では基準として持たない会議室を、われわれのためにわれわれに与えたスペースの中からひとつへり出してもらいたい、こういう希望だつたわけ。この

辺はどうですか。その時点における働く人たちが希望をするなら、長い目で見ればやはり基準としてできた姿があらゆる普遍的な、働く人たちに一番マッチした基準なんだ。こういうたてまえで押していくのが至当なのか。働く人たちが与えられたスペースの中で、こういう組み合わせで、ぜひこういう施設をというときには、これはのめ

ないのか、この辺どうでしょう。

○長田政府委員 一応の基準で、現在必要な面積をまず算出して、それに将来の業務量の伸びなども考慮して、新しい局の坪数を大体きめまして、これを建築部のほうで受けまして、いろいろな設計で配分していくわけでございますが、一とおりの設計ができておると、当該郵便局の意見なども聞くことになっておまして、その際にたゞいまお話のような意見が現場のほうからも出るのがあります。いまそれがいい悪いというふうな判断はなかなか下しにくくござりますが、現場の人たちが会議室についての特別の希望を持ち、休憩室や食堂は狭くてもいいというふうなことがはたして、いまのお話にもございましたが、長い目で見てそのほうがいいのかどうかということは、やはり相当議論の余地がございまして、またこれは私ちよつと思ひ過ぎかもしれないませんが、現場の責任者のほうを通過して出る意見かどうかというふうなことも、若干考慮の余地があるかと思ひます。具体的にきめなければならぬ問題かと考えております。

○栗原委員 電話の設置なんかについて、先ほど話のあつた総合定員でなくて単独定員の配置された局などで、たとえば保険と貯金と分かれておる。そういうところの電話の配置などがまたまた定員によって規定されておる。ところが、両課合

わせて一つしか電話の配置がないのに、課の配置は二階と一階に分離されておる。こういうところに数カ所ふち当たつておるのですが、こういう点について何か問題に当たつたことはございせんか。ばかに話はこまかくなりますけれども……。

○淺野政府委員 これは基準でやっておりますし

て、いま担当の者がおりませんが、いまおつしや
いましたような、二階と下に分かれておりますよ
うな場合には、もし一つしかない場合、転換器を
用いるとか何か名案を考えるようにいたしたいと
思います。詳細なる基準はもう少ししばらくお待ちく
ださい。

○栗原委員 時間もだいぶ経過しましたので、本
来ならきょうで私どもきれいに終わろうと思つた
のですが、資料がまだ残っておりますので、資料
を見た結果によつては少しく質疑を続けなければ
なりません、本日はその点を留保して本日の質
問を終わります。

○砂原委員長 次会は、明十三日午前十時より理
事会、十時三十分より委員会を開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

昭和四十一年四月十六日印刷

昭和四十一年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局